

令和元年第2回

芦北町議会6月定例会会議録

開会 令和元年6月18日

閉会 令和元年6月21日



熊本県芦北町議会

令和元年第2回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
6・18	火	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 町長の提案理由説明 要請審議 一般質問 （散 会）
19	水	休 会（議事整理）
20	木	休 会（議事整理）
21	金	本会議（開 議） 議案審議 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（6月18日）		頁
1	議事日程	3
2	出席議員氏名	3
3	欠席議員氏名	3
4	説明のため出席した者の職氏名	3
5	事務局職員出席者	4
6	開会 開議	14
第1	会議録署名議員の指名	14
第2	会期の決定について	14
第3	諸報告	15
	議長諸般の報告	15
	行政報告	15
第4	町長の提案理由説明	15
第5	要請第2号 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について	16
第6	一般質問	16
(1)	宮内道則議員第1回目一般質問	17
	○竹崎町長答弁	18
	○岩田教育長答弁	18
	○鎌倉建設課長答弁	18
	○川尾企画財政課長答弁	19
	○福田農林水産課長答弁	19
(2)	宮内道則議員第2回目一般質問	19
	○鎌倉建設課長答弁	20
(3)	宮内道則議員第3回目一般質問	20
	○竹崎町長答弁	21
(4)	宮内道則議員第4回目一般質問	22
(1)	藤井公輔議員第1回目一般質問	22
	○竹崎町長答弁	23
	○岩田教育長答弁	24
	○田渕住民生活課長答弁	24
	○櫻井総務課長答弁	24

(2) 藤井公輔議員第2回目一般質問	25
○櫻井総務課長答弁	25
(3) 藤井公輔議員第3回目一般質問	26
○竹崎町長答弁	27
(4) 藤井公輔議員第4回目一般質問	27
○岩田教育長答弁	27
(5) 藤井公輔議員第5回目一般質問	28
○白坂教育課長答弁	28
(6) 藤井公輔議員第6回目一般質問	28
○白坂教育課長答弁	29
(7) 藤井公輔議員第7回目一般質問	29
○岩田教育長答弁	31
(8) 藤井公輔議員第8回目一般質問	31
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	31
○竹崎町長答弁	32
○川尾企画財政課長答弁	32
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	33
○川尾企画財政課長答弁	34
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	34
○川尾企画財政課長答弁	35
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	35
○竹崎町長答弁	36
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	36
○川尾企画財政課長答弁	37
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	37
○川尾企画財政課長答弁	37
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	37
○川尾企画財政課長答弁	37
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	37
○川尾企画財政課長答弁	38
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	38
○川尾企画財政課長答弁	38
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問	39
○川尾企画財政課長答弁	39

(11) 川尻成美議員第11回目一般質問	39
○川尾企画財政課長答弁	40
(12) 川尻成美議員第12回目一般質問	40
○松本商工観光課長答弁	40
(13) 川尻成美議員第13回目一般質問	41
○川尾企画財政課長答弁	41
(14) 川尻成美議員第14回目一般質問	42
○竹崎町長答弁	42
(15) 川尻成美議員第15回目一般質問	43
○川尾企画財政課長答弁	43
(16) 川尻成美議員第16回目一般質問	43
(1) 坂本登議員第1回目一般質問	43
○竹崎町長答弁	44
○川尾企画財政課長答弁	44
○櫻井総務課長答弁	45
○鎌倉建設課長答弁	46
(2) 坂本登議員第2回目一般質問	46
○竹崎町長答弁	47
(3) 坂本登議員第3回目一般質問	48
○竹崎町長答弁	49
(4) 坂本登議員第4回目一般質問	49
○竹崎町長答弁	50
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	51
○川尾企画財政課長答弁	51
(6) 坂本登議員第6回目一般質問	51
○川尾企画財政課長答弁	53
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	53
○竹崎町長答弁	54
(8) 坂本登議員第8回目一般質問	54
○竹崎町長答弁	54
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	55
○川尾企画財政課長答弁	55
(10) 坂本登議員第10回目一般質問	56
○鎌倉建設課長答弁	56

(11) 坂本登議員第11回目一般質問	56
7 散 会	57

第2号（6月21日）		頁
1	議事日程	61
2	出席議員氏名	62
3	欠席議員氏名	62
4	説明のため出席した者の職氏名	63
5	事務局職員出席者	63
6	開会 開議	65
第1	承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	65
	芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について	
第2	承認第2号 専決処分の承認を求めることについて	66
	芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
第3	報告第1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について	67
第4	報告第2号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について	68
第5	報告第3号 有限会社御立岬の経営状況の報告について	71
第6	議案第23号 令和元年度芦北町一般会計補正予算（第1号）	72
第7	議案第24号 令和元年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	76
第8	議案第25号 令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	77
第9	議案第26号 令和元年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）	78
第10	議案第27号 芦北町総合計画策定に係る整備に関する条例の制定について	79
第11	議案第28号 芦北町地域振興特定目的基金条例を廃止する条例の制定について	80
第12	議案第29号 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	81
第13	議案第30号 芦北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	82

第14	議案第31号	芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	83
第15	議案第32号	芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	84
第16	議案第33号	芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	85
第17	議案第34号	芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例の制定について	86
第18	議案第35号	芦北町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について	87
第19	議案第36号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	88
第20	議案第37号	工事請負契約の締結について	89
第21	議案第38号	建設工事委託に係る協定の締結について	90
第22	同意第1号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	92
第23	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	93
第24	発議第1号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書について	93
第25	議員派遣の件		94
	(一括議第=第26から第30まで)		
第26	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出		95
第27	建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出		95
第28	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出		95
第29	議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出		95
第30	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出		95
7	閉会		95

令和元年第2回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年6月18日

午前10時 開 会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定について

第3 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第4 町長の提案理由説明

第5 要請第2号 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について

第6 一般質問

(散 会)

2 出席議員（15人）

1番 藤 井 公 輔 君

3番 林 田 燿 宏 君

4番 坂 本 登 君

5番 宮 内 道 則 君

6番 寺 本 順 一 君

7番 古 村 逸 男 君

8番 白 坂 康 浩 君

9番 前 田 徹 一 君

10番 元 山 秀 志 君

11番 平 松 洋 一 君

12番 川 尻 成 美 君

13番 寺 本 修 一 君

14番 岡 部 恵美子 君

15番 草 野 安 道 君

16番 宮 尾 秀 行 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（15人）

町 長 竹 崎 一 成 君

副 町 長 藤 崎 正 司 君

教 育 長 岩 田 繁 義 君

総 務 課 長 櫻 井 優 一 君

企画財政課長 川 尾 敏 浩 君

税 務 課 長 元 山 俊 治 君

住民生活課長 田 渕 耕 一 君

福 祉 課 長 内 田 照 也 君

健康増進課長	田 中 公 広 君	農林水産課長	福 田 貴 司 君
商工観光課長	松 本 俊 造 君	建 設 課 長	鎌 倉 博 之 君
上下水道課長	杉 本 芳 郎 君	教 育 課 長	白 坂 達 也 君
生涯学習課長	福 井 成 昭 君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	長 崎 十三男 君	次長(課長補佐)	岡 田 謙 治 君
--------	-----------	----------	-----------

議長諸般の報告

1 議員の辞職について

芦北町議会議員荒川知章氏 平成31年4月7日執行熊本県議会議員一般選挙に3月29日立候補届出、公職選挙法第90条の規定により同日付けで辞職されました。

2 議会広報委員会委員の指名について

芦北町議会委員会条例第7条第2項の規定により元山秀志議員を平成31年4月10日指名

3 議会広報委員会の委員長、副委員長の選任について

芦北町議会委員会条例第8条第2項の規定により平成31年4月15日開催の委員会において、委員長に藤井公輔議員、副委員長に川尻成美議員を選任

4 議会運営委員会委員の指名について

芦北町議会委員会条例第7条第2項の規定により藤井公輔議員を令和元年5月20日委員に指名

5 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

6 令和元年度町村議会議長・副議長研修会

期 日 令和元年5月28日（火）

場 所 東京国際フォーラム（東京）

内 容 講演

・「町村議会議員の議員報酬等のあり方最終報告」

・町村議会特別表彰の取組事例発表

長野県喬木村議会議長 下岡幸文氏外2名

7 熊本県町村議会議長会正副議長県選出国会議員要望活動

期 日 令和元年5月29日（水）

場 所 ホテルグランドアーク半蔵門（東京）

内 容 熊本県町村議会議長会決議事項要望

8 熊本県町村議会議長研修及び臨時総会

期 日 令和元年6月4日(火)

場 所 ホテル熊本テルサ

令和元年6月18日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

芦町監第7号
令和元年6月7日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行 様

芦北町監査委員 井 川 良 一

芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 検査の対象
会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管
- 2 検査現在期日
令和元年5月31日
- 3 検査実施日
令和元年6月7日
- 4 検査の結果及び意見
検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。
また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。
なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般 会計 ・ 特別 会計	歳 計 現 金	1,467,812,754 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	5,606,070,948 円
	歳入歳出外現金	53,721,616 円
	計	7,127,605,318 円
水 道 事 業 会 計	333,841,004 円	

議員派遣の結果報告

令和元年度町村議会議長・副議長研修会

期 日 令和元年5月28日（火）

場 所 東京国際フォーラム（東京）

目 的 分権時代に対応する議会の活性化に資するため

派遣議員 草野副議長

熊本県町村議会議長会正副議長県選出国會議員要望活動

期 日 令和元年5月29日（水）

場 所 ホテルグランドアーク半蔵門（東京）

目 的 県内町村政策展望

派遣議員 草野副議長

令和元年6月18日

芦北町議会議長 宮尾 秀行

令和元年第2回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	宮内道則	1 集中豪雨災害に対する対応について	<p>梅雨明けまでには、必ずとっていいほど1、2回の集中豪雨が発生し、梅雨が明けた後も局地的なゲリラ豪雨等によって道路の決壊や河川の氾濫等により被害が発生している。本格的な雨の季節を迎える前に万全の備えが必要である。</p> <p>① 町が管理する町道や河川の事前の点検はどうなっているか。</p> <p>② 球磨川水系吉尾川の和田口付近の土砂撤去を県、または電源開発に働きかける考えはないか。</p>	町 長
		2 県道芦北坂本線矢櫃坂付近の改良工事について	<p>県道芦北坂本線の改良工事について、町からの要望や期成会等の働きかけにより順調に進み、3月には県道芦北球磨線から新大丸橋までの供用が開始されている。しかし、矢櫃坂の一部が未着手で車の離合等に支障をきたし、通行の安全確保からも早期の改良が望まれている。</p> <p>・今後の改良計画はどうなっているか。</p>	町 長
		3 漁場の清掃について	<p>現在の漁場は度重なる台風や集中豪雨等により、廃材や土砂、ビニール等が流れ込み芦北町の特産品である足赤エビや太刀魚等の水揚げに大きな影響を与えている。</p> <p>・漁業と連携した漁場の海底</p>	町 長

			のクリーン作戦を実施する考えはないか。	
		4 全天候型グラウンドゴルフ場の建設について	<p>芦北町営岩崎グラウンドは施設的にも県内有数のグラウンドゴルフ場であり、多くの愛好者が連日プレーを楽しんでいる。高齢者の集いの場として、また健康増進の場としても有益であり、多少の荒天でも使用できる施設として整備されるよう望む声がある。</p> <p>・施設の一部を屋根付の全天候型グラウンドゴルフ場として整備する考えはないか。</p>	教育長
2	藤井公輔	1 振り込め詐欺防止対策について	<p>近年社会問題となっている振り込め詐欺やオレオレ詐欺の被害は、7年連続で増加しており、被害者の7割が65歳以上、1回の平均被害額が228万円という統計が出ている。2017年度については、現在の統計の取り方となった2010年以降、最多の18,212件の被害件数となっている。</p> <p>① 本町の65歳以上のみの世帯は何世帯か。</p> <p>② 本町若しくは近隣自治体での振り込め詐欺や類似詐欺被害は把握されているか。</p> <p>③ 被害に遭わないための注意喚起や情報提供等を行っているか。</p>	町長 担当課長
		2 2020年から始まる「教育改革」への対応について	2020年から、小・中学校において、「プログラミング的思考の導入」「アクティブラーニング導入」また、英語が小学	教育長

			<p>5・6年から成績評価の対象となる必修教科になるなど、戦後最大規模の「教育改革」が始まろうとしている。</p> <p>① 保護者に対して「教育改革」の内容などの周知は行っているか。</p> <p>② 小学校教諭による英語の指導力の差や、習熟できない児童への対応、教諭自体の負担増など様々な問題が予測されるが、本町においては、現時点でどのような対策を考えているか。</p>	
3	川尻成美	1 本町第2次総合計画後期基本計画について	<p>芦北町総合計画前期基本計画及び総合戦略が最終年度となる。</p> <p>① 後期基本計画作成に着手されるに当たりどのような手順で編成されるのか。</p> <p>② 住民アンケート調査結果も踏まえ、施策立案に反映される考えか。</p> <p>③ 議会への計画案の説明はいつ頃になるのか。</p>	町長
		2 地域おこし協力隊の活動について	<p>本町において平成29年度から地域おこし協力隊の制度を利用した事業を行っている。</p> <p>① 現在どのような活動を行っているのか。</p> <p>② 活動の成果は出ているのか。</p>	町長
4	坂本 登	1 芦北町総合計画後期基本計画について	<p>① 2020～2024年度芦北町総合計画後期基本計画の策定状況はどうなっているか。</p> <p>② 計画の中に、個人の尊厳とジェンダー平等、性の多</p>	町長

	<p>様性など、誰もが自分らしく生きられる社会を明記する考えはしないか。</p> <p>③ 地域経済・人口・雇用など活気ある町づくりの方向性について、町長はどのようなビジョンを描いているか。</p>	
2 町単独の補助金について	<p>① 町単独で実施している補助金は、平成29年度決算で何件あり金額はいくらか。</p> <p>② 町の補助事業で、予算を執行する理由や根拠、審査など明確化を図るための統一した指針や基準はどうなっているか。また、補助金等の見直しに係る指針はどうなっているか。</p> <p>③ 町単独の補助金を適正に運用したか、事業評価を行い、町民に公開しているか。</p> <p>④ 同一団体への交付は、原則5年以内の終期を設定し、更新が必要な場合には改めて事業効果や必要性を検証し、支出根拠が不十分なものについては見直す考えはないか。</p>	町長
3 瀬戸石ダムをめぐる環境問題について	<p>① 荒瀬ダム撤去後、瀬戸石ダムが球磨川下流域や河口及び不知火海（八代海）に与える環境問題について、町長の認識は如何か。</p> <p>② 赤尼田仮置き場などに大量に山積みされた堆積土砂を、球磨川の増水時に下流</p>	町長

			に流す手立てを、八代市とともに国土交通省及び電源開発（株）と協議して欲しいが如何か。	
		4 簔瀬地区の冠水対策について	簔瀬地区の県道嵩上げ工事が進んでいるが、県道冠水時には、J R 肥薩線の線路をくぐる集落内の2箇所と和田口の部分の改良なしに住民の孤立を防ぐ保証はない。町の考えは如何か。	町 長

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

ただいまから令和元年第2回芦北町議会定例会を開会します。

会議に先立ち、芦北町社会福祉協議会に派遣されておりました課長が派遣終了に伴い、今回から議会に出席しますので、自席より挨拶を求めます。元山税務課長。

○税務課長（元山俊治君） おはようございます。

4月1日付の人事異動によりまして、税務課長を拝命しました元山です。微力ではございますが、職務遂行のため、誠心誠意取り組んでまいりますので、議員の皆様方の御指導をよろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 次に、4月1日付で新しい課長が誕生しておりますので、自席より挨拶を求めます。初めに、内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） この度、4月1日付の異動で福祉課長を拝命いたしました内田でございます。微力ではありますが、住民福祉の向上のため、誠心誠意職務を遂行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 次に、松本商工観光課長。

○商工観光課長（松本俊造君） おはようございます。

4月1日付、商工観光課長を拝命いたしました松本でございます。町政発展のため、微力を尽くす所存でございます。一生懸命に頑張っておりますので、議員皆様方の御指導・御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 次に、鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） おはようございます。

4月1日付で建設課長を拝命しました鎌倉でございます。誠心誠意頑張っておりますので、御指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 以上で、挨拶を終わります。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、11番 平松君及び12番 川尻君の二人を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から6月21日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月21日までの4日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（宮尾秀行君） 日程第3「諸報告」を行います。

初めに、議長諸般の報告を行います。

議員の辞職について。芦北町議会議員荒川知章氏、平成31年4月7日執行熊本県議会議員一般選挙に3月29日立候補届出、公職選挙法第90条の規定により同日付で辞職されています。

議会広報委員会委員の指名について。芦北町議会委員会条例第7条第2項の規定により元山秀志議員を平成31年4月10日指名しております。

議会広報委員会の委員長、副委員長の選任について。芦北町議会委員会条例第8条第2項の規定により平成31年4月15日開催の委員会において、委員長に藤井公輔議員、副委員長に川尻成美議員を選任した旨、報告がっております。

議会運営委員会委員の指名について。芦北町議会委員会条例第7条第2項の規定により藤井公輔議員を令和元年5月20日委員に指名しております。

以下、例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告、議員派遣の結果報告及び町長の行政報告の内容は、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 町長の提案理由説明

○議長（宮尾秀行君） 日程第4「町長の提案理由の説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに芦北町議会6月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御出席を賜りありがとうございました。

さて、去る5月31日には福岡管区气象台より九州南部地方の梅雨入りが発表されましたが、未だ九州北部地方までには至っておりません。しかしながら、今後予想される大雨をはじめとした様々な災害に対する心構え、普段の備えにつきましては、これまでと同様、万全の対策を講じてまいります。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして御説明申し上げます。

まず、芦北町税条例の一部改正及び芦北町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分承認2件、一般会計の繰越明許費、繰越計算書並びに有限会社あしきたマリンサービス及び有限会社御立岬の経営状況の報告等、報告3件を提出しております。また、令和元年度芦北町一般会計補正予算（第1号）及び特別会計に係る補正予算3件、さらに芦北町総合計画に係る整備条例の制定をはじめ、条例の一部改正等12件の合計16議案と人事案件2件を提案しております。特に芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての議案につきましては、「すべては次代を担う子どもたちのために」の基本理念の下、国民健康保険に加入する世帯のうち18歳以下の子どもを扶養する世帯の子育て支援を図るため、国民健康保険税の減免を行うものとなっております。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（宮尾秀行君） 町長の説明が終わりました。

-----○-----

第5 要請第2号 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について

○議長（宮尾秀行君） 日程第5、要請第2号「「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」の提出について」を議題とします。

お諮りします。要請第2号については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、要請第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

要請第2号の内容については、お手元に配付しております写しのとおりです。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから要請第2号を採決します。

お諮りします。本案は採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、要請第2号は採択することに決定しました。

-----○-----

第6 一般質問

○議長（宮尾秀行君） 日程第6「一般質問」を行います。

質問通告者は4人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、宮内君。

○5番（宮内道則君） おはようございます。

ただいま議長より一般質問のお許しをいただきましたので、これから一般質問を始めさせていただきます。

さて、私は今回、一般質問の通告書により4つの質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1点は、集中豪雨に対する対応についてであります。毎年、梅雨明けまでには必ずといっていいほど1、2回の集中豪雨が発生し、梅雨が明けた後も局地的なゲリラ豪雨等によって、道路の決壊や河川の氾濫等により被害が発生しており、本格的な雨の季節を迎える前に万全の備えが必要である。

そこで、竹崎町長にお尋ねしたい。1、町が管理する町道や河川の事前の点検はどうなっているのか。2、球磨川水系吉尾川の和田口付近の土砂撤去を県または電源開発に働きかける考えはないか。

次の第2点でございますが、県道芦北坂本線、矢櫃坂付近の改良工事についてであります。県道芦北坂本線の改良工事については、町からの要望等や期成会の働きかけにより順調に工事は進み、3月には県道芦北球磨線から新大丸橋までの供用が開始されています。しかし、矢櫃坂の一部がまだ未着手で車の離合等に大変支障を来し、通行の安全確保からも早期の改良が望まれている。

そこで、竹崎町長にお尋ねしたい。今後の改良計画はどうなっているのか。

次の第3点でございますが、漁場の清掃についてであります。現在の漁場は度重なる台風や集中豪雨等により、廃材や土砂、ビニール等が流れ込み、芦北町の特産品である足赤エビや太刀魚等の水揚げに大きな影響を与えています。

そこで、竹崎町長にお尋ねしたい。漁協と連携した漁場の海底のクリーン作戦を実施する考えはないか。

次の第4点でございますが、全天候型グラウンドゴルフ場の建設についてであります。岩崎町営グラウンドは施設の的にも県内有数のグラウンドゴルフ場であり、多くの愛好者が連日プレーを楽しんでいる。高齢者の集いの場として、また健康推進の場としても有益であり、多少の荒天でも使用できる施設として整備されるよう望

む声がある。

そこで、竹崎町長にお尋ねしたい。施設の一部を屋根付きの全天候型グラウンドゴルフ場として整備する考えはないか。

以上で、私の質問を終了しますが、答弁による再質問は自席から申し上げますのでよろしく願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 宮内君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 宮内議員の質問にお答えいたします。

多岐にわたっておりますが、その中で主題3につきまして、漁場の清掃につきましては、八代海の環境保全はもとより、水産資源を維持するための取組として重要なことであると認識をしておるところであります。

なお、残余の質問につきましては具体的な内容になりますので、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 質問主題4について、お答えいたします。

岩崎グラウンドは、平成22年に竣工し供用を開始しており、グラウンドゴルフ場5面、兼用でサッカー場1面が利用できる芝面積1万7,800㎡の施設となっております。供用開始からグラウンドゴルフやサッカー、ウォーキング等、多くの方に御利用をいただいているところでございます。

全天候型グラウンドゴルフ場ではありますが、グラウンドの一部に屋根を設置しますと、芝の養生に支障を来し、土または人工芝にかえる必要が出てまいります。また、屋根を支える支柱も必要となりますので、グラウンド全体の利用にも支障が出ることも考えられます。このようなことから、現時点で屋根付き全天候型グラウンドゴルフ場の整備の考えはございません。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 質問主題1の①について、お答えいたします。

梅雨入り前の時期には、豪雨により災害が発生する恐れのある箇所や、過去に被害が発生した周辺を重点的に点検しております。また、側溝や集水枡に土砂等の詰まりがないか等、パトロールを強化し、集中豪雨による災害を未然に防ぐ対応を行っております。通常の業務におきましても、維持係による定期点検のほか、建設課職員が業務等で町道を走行する際、同時にパトロールも実施しております。なお、町道、河川共に、異常を確認した際には、早急に修繕等の対応を行っているところです。

次に、県道芦北坂本線矢櫃坂付近の改良計画について、お答えいたします。事業実施主体である県の計画では、県道芦北坂本線は矢櫃坂をはじめ、幅員が狭く、見通しが悪い等、通行に支障を来す箇所が複数あるため、改良工事の実施が可能な箇所から優先的に工事を行うこととなっております。県は、県道芦北坂本線を県道芦北球磨線の災害発生時の迂回路になる重要路線として位置づけており、矢櫃坂未改良区間について改良の必要性を十分認識されております。今後も事業実施に向けて取り組まれると伺っておりますので、町といたしましても引き続き改良促進の要望を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 質問の主題1の②について、お答えいたします。

毎年、堆砂処理を行うよう電源開発に要望しており、実施したとの報告を受けております。今後も継続して働きかけていきたいと考えております。

○議長（宮尾秀行君） 福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田貴司君） 質問の主題3につきまして、お答えいたします。

海底清掃につきましては、平成14年度から平成19年度まで、漁船を使用し実施しておりました。また、平成20年度以降は漁により引き揚げられた海底ごみ等の処分を行っております。現在、海底清掃につきましては、県の水産担当課と協議を行っております。県からは、主に2つの事項についてアドバイスを受けており、1点目は海底清掃を行うのであれば、海底耕運と清掃を同時に行うことで2つの効果が期待できる。2点目は、県からの支援事業として水産基盤整備交付金事業が対象となることとありました。このことにより、海底清掃の効果的な作業方法が分かり、かつ交付金事業も活用できる見込みがあります。しかし、海底清掃につきましては、本町単独で行ったとしても効果は一時的かつ部分的なものであることから、八代海全域の環境保全が必要であり、県及び海域の市町と漁協が一体となって取り組むべき課題でありますので、今後は関係機関と連携し、効果的な実施に向けて取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 宮内君。

○5番（宮内道則君） ただいま御答弁、ありがとうございます。

①の集中豪雨の災害に対する対応について、2回目の質問をいたします。①と②につきましてはですね、概ねただいま町当局のいろんなですね、そういった素晴らしい対応をさせていただいておりますので一応了解をいたしました。また、町が管理する町道や河川のですね、この事前の点検等はですね、先ほど町長並びに課長のほ

うからも御答弁がありましたように、集中豪雨等に対する対策を万全にとっているということでございますので、私はそういうことでこれからもですね、是非対応をお願いしたいと考えております。

また、②でございますが、球磨川水系の吉尾川の和田口付近の土砂撤去、県または電源開発に働きかけることはできないかという質問でございましたけども、御答弁のように、もう既にですね、電源開発に働きをかけて、和田口付近の土砂撤去がですね、終わっているという御答弁をいただきました。また、この吉尾川の河川につきましてはですね、湧泉閣の上ですかね、上流等につきましては県の管轄の1級河川でございますので、これはまた県のほうにですね、そういう形で要望したいと思っております。そういうことでですね、今回の大雨のシーズンに入りますのでですね、過去に災害の発生した周辺のパトロール等など、十分なですね、お願いをいたしまして、集中豪雨災害に対するこの対応についての質問は終わります。

次に、県道芦北坂本線矢櫃坂付近の改良工事について、2回目の質問をいたします。県道芦北坂本線は、県道芦北球磨線の災害発生時の迂回路になるということの説明がございました。特にそのことで重要路線という位置づけをされているようでございます。そういうことでですね、私は1点だけお願いをいたしまして終わりたいと思います。この矢櫃坂の未改良区間はですね、あと何メートルなのかお尋ねをいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 県道芦北坂本線矢櫃坂の未改良区間の延長は、約740mと聞いております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 宮内君。

○5番（宮内道則君） ありがとうございます。

ただいま未改良区間は740mということでございますが、皆さんも御存じかと思えますけども、現在、下のほうまで圃場整備、あるいは合併施工されまして、県のほうで事業が完了しております。江口興産の入り口から上までですね、一つの地藏さんがおられますが、だいたいそこが150mぐらいありますけども、それまでの区間と、それから先ですね、上の水飲み場から下のほうですね、の区間、約五百六十メートルの区間がちょっと難所ですね、非常に厳しい勾配の中で工事の施工もなかなか難しいだろうと考えておりますけども、出来ますとですね、毎年少しずつでも結構でございますので、そういった施工ができるようにですね、御要望方併せてお願いを申し上げましてですね、今回のこの矢櫃坂の改良工事についての質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

次にですね、漁場の清掃について、2回目の質問をいたします。竹崎町長の前向きな御答弁ありがとうございました。それから、課長の答弁の中でですね、海底耕運と清掃、同時に行えば非常にいい効果が出るというお話をいただきました。もう一つ、県の支援事業の一つとして補助の対象であるというお話でございます。そういうことでございますので、是非この2点につきましてですね、お取組をいただきますようお願い申し上げ、先ほど課長のほうからも答弁がありましたように、1市2町の広域の行政もでございますので、この協議についてですね、是非協議会をお開きいただいて、取り上げていただきたいと、その点を1点、課長のほうからでも結構ですので、答弁をお願いします。

○議長（宮尾秀行君） 町長、どうぞ。

○町長（竹崎一成君） 矢櫃坂のですね、県道改良についてでございますが、これにつきましては地元から早くからですね、建設促進期成会が出来ておりまして、地域住民の方々、町と一体となって、県にこれまで早期の改良方を要望してきておるところであります。私から言わせていただきますとですね、進み方が非常に遅いと、遅々としておるということでありまして、地元の方々の苛立ちとか御不安とかいうものはですね、大変なものがあるわけでありまして、今後も強くですね、要望してまいります。この4月、葦北郡区から県議会議員、新しく誕生いたしました。新風を恐らく吹き込んでくれるだろうと思ひまして、先般、今後のことについて話し合いをしましたときに、芦北町には田浦も含めてですね、県道の未改良部分がたくさんあると、この現場を見て第一線に立って周辺の方々の気持ちをくみ取って、そしてそれを県に持ち上げて、早急にですね、これを実現していくようにということで話をしてありますので、今後はこれを促進させていきたいと。スピードをですね、もっと上げていきたいと思っております。もう何年も前にこれは解決していなければいけない路線でありますので、今後なお一層力を入れて進めてまいりたいと思ひます。

なお、海底の不知火海環境保全、清掃についてであります。先ほど課長が答弁いたしましたように、一時的、部分的なことにこれまで終わっております。それで、この八代海を取り巻くですね、いわゆる環不知火の自治体、これがやっぱり一丸となって取り組まなければいけない。八代海はですね、もうもはやごみの墓場といわれているぐらいでありまして、これにつきましては国のほうで特別措置法をですね、作っております。有八再生特別法というわけでありまして、正式には有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律といいますが、この法律がですね、2002年に出来ておりますが、なかなか機能しておりません。掃海艇がですね、たった1艘でありましてね、これでこの広い、その不知火海をどうし

ていくかなということでもありますので、今後は周辺の天草のほうにも呼びかけをいたしましてですね、そしてやはり関係自治体、関係機関一丸となってこれを推進していかなければいけないと思います。これも既に新県議に言ってありますので、大きな課題の一つだということも言ってありますので、精一杯頑張りますので、芦北町議会のほうでもですね、是非一つ一緒に活動していただければと思っております。

○議長（宮尾秀行君） ほかに答弁ありませんか。宮内君。

○5番（宮内道則君） ただいま竹崎町長の力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございました。特にですね、ただいま申されましたように、県議が山本先生から荒川先生に代わられました。そういうところですね、特に県議を中心に、また竹崎町長の御子息、竹崎様もですね、熊本のほうで頑張っておられますが、同じ芦北の出身で、気持ちは変わらんとします。荒川議員とですね、竹崎議員さんで併せて、ただいまの件、2点につきましてはですね、力強くこれの応援方お願いいたしまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮尾秀行君） これで、宮内君の質問が終わりました。

次に、藤井君。

○1番（藤井公輔君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

昨年6月の定例会におきまして、初めて一般質問をさせていただきました。あれから早1年が経過し、元号も令和がスタートいたしました。私も議員生活2年目を迎えるに当たり、令和とともに新たな気持ち、新たな気概、そして新たな感性をもって、これまで以上に誠心誠意、議員活動に邁進していく、そう決意を新たにしたいところでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

最初の質問は、振り込め詐欺防止対策についてであります。振り込め詐欺やオレオレ詐欺といった特殊詐欺事件は、近年大きな社会問題となっております。警察庁の発表によりますと、特殊詐欺の被害は7年連続で増加しており、2017年度は現在の統計の取り方となった2010年以降、最多の1万8,212件の被害件数、そして被害者の7割以上が65歳以上の高齢者であり、1件当たりの被害金額は228万円であったと発表しております。犯罪の手口も以前にも増して巧妙化しており、単独犯ではなく、組織化され、役割を分担しての犯罪が増加しております。今年3月にタイのパタヤで日本人の振り込め詐欺グループ15名が摘発されたという報道はまだ記憶に新しい事件であります。また、電話をかけて、あの手この手で資産状況を聞き出し、その後に自宅に強盗に押し入る、いわゆるアポ電と呼ばれる、以前はなかった新たな手口の事件も発生しております。今年3月には東京都で80

歳のひとり暮らしの女性が、この手の電話があった後に来客を装った犯人に自宅に押し入れられ、手足を縛られ殺害されたという事件が発生いたしました。このような報道を目にしますと、特に高齢者のみの世帯やひとり暮らし世帯では、今後一層の注意、警戒、また未然防止対策が必要であると考えております。

それらを踏まえまして、①本町の65歳以上のみの世帯は何世帯あるのか。②本町若しくは近隣自治体での振り込め詐欺や類似詐欺被害は把握されているのか。③被害に遭わないための注意喚起や情報提供は行っているのか。以上をお尋ねいたします。

2つ目の質問は、来年2020年から始まる教育改革についてでございます。文部科学省は2020年から小中学校の授業において、目的達成や問題解決のための手段を、論理的・効率的に考える力を養うプログラミング的思考の導入や、これまで先生から児童生徒への一方的な授業スタイルに変わり、グループワークやグループディスカッション等を取り入れた、児童生徒が主体的に対話しながら深く学ぶアクティブラーニングの導入等、抜本的な教育改革を行おうとしています。その中でも今回一般質問に取り上げております英語教育に関しては、従来と比較して劇的に変わります。現在は成績評価の対象教科としての英語の授業が中学1年生から行われておりますが、来年からは小学5年・6年生から前倒しで始まります。また、小学3年・4年生は、外国語活動という新たな授業が始まります。さらには、2021年、再来年からは、中学校・高校の英語の授業は原則英語のみで行われます。大学受験におきましても、従来の聞く・読むの2つの技能、2技能試験形式から、それらに加え話す・書くを加えた4技能での試験形式に変わっていきます。このように、今回の改革は小・中・高校と、全ての過程に関係してきます。日本での英語教育は明治維新にまで遡りますが、今回はその英語教育が始まって以来、最大規模の改革といっても過言ではありません。このような大改革を進めるに当たっては、当然、課題や懸念事項が予測されます。

以上を勘案いたしまして、①保護者に対して、今回の教育改革の内容等の周知を行っているのか。②小学校では基本的に担任の先生が全教科を教えますので、小学校教諭による英語の指導力の差や、習熟できない児童への対応、教える教科が増えることによる教諭自体の負担増等様々な問題が予測されますが、本町においては現時点でどのような対策を考えておられるのか。以上、お尋ねいたします。

これで、1回目の質問を終了いたします。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 藤井議員の質問にお答えいたします。

現在、振り込め詐欺やオレオレ詐欺を含めた特殊詐欺についても、芦北警察署と連携いたしまして、高齢者はもとより、全ての町民の方々に対し注意喚起等の広報活動を行い、被害防止に努めておるところであります。

なお、具体的な内容につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 質問第2について、お答えいたします。

新学習指導要領が実施されるのは、小学校が2020年度、中学校が2021年度となっており、現在は移行期間中でございます。全面実施に向けては、まず保護者、そして地域社会への十分な周知を図り、今後さらに連携・協働していくことが大切になってまいります。保護者に対しましては、文部科学省が作成したリーフレット「生きる力 学びのその先へ 子どもの未来を支える皆様と共有したい新しい学習指導要領」を配布するとともに、各学校におきましてはこのリーフレットをもとに学校だよりや学年・学級だよりはもちろん、授業参観やPTA総会、学校開放日等、様々な機会を利用しながら、保護者への周知・啓発を行っているところでございます。

次に、②について、お答えいたします。新学習指導要領においては、先ほど議員が述べられましたとおり、外国語活動が小学校3年・4年生で年間35時間、教科としての外国語、英語の授業が小学校5年生・6年生で年間70時間実施されることになっております。芦北町では、既に昨年度から新学習指導要領と全く同じ内容、時数を先行して各小学校で行っております。また、英語の教科化に向けて、平成29年度から民間業者を活用して、より指導力のあるALTを配置し、教師と連携した効果的・効率的な授業のあり方に取り組んでいるところでございます。小学校では初めて外国語活動、あるいは外国語の授業を行うという教師も多数いましたが、教材研究や校内外の研修等を通して資質の向上に努めるとともに、今後も研修会や研究授業を通して指導力の向上に継続的に取り組んでまいります。魅力ある授業や授業を効果的に行うために、ICT機器の環境整備やデジタル教科書の導入等を行い充実を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 質問の主題1の①について、お答えいたします。

本年6月1日現在の65歳以上のみの世帯数は2,941世帯となっております。以上です。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） ②の質問について、お答えいたします。本町での振り込め

詐欺、類似詐欺の被害は、平成25年から本年5月末まで5件でございます。その内訳は、平成25年、26年はゼロ件、平成27年に1件、平成28年、29年に2件ずつ、平成30年はゼロ件、本年につきましては5月末現在でゼロ件です。なお、近隣の自治体については、警察署管内ごとに把握しております。津奈木町、水俣市を管轄する水俣警察署管内では、同期間、平成25年から本年5月末まで11件、八代警察署管内では19件、県全体では609件となっております。

次に、③の質問について、お答えいたします。町長の答弁でもありましたとおり、町民や警察署等から不審な電話等、詐欺に関する情報があった場合は、迅速に防災行政無線で注意喚起を行っております。また、広報あしきたでも安全・安心だよりの欄で、重ねて注意喚起を行っております。②の質問でお答えしましたとおり、平成30年及び本年5月末までの被害はゼロ件でございます。迅速な防災行政無線での注意喚起等により、被害防止の取組みの効果が出ているものと考えております。

以上であります。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） それでは、1つ目の振り込め詐欺被害防止対策について質問させていただきますけども、先ほど被害件数についての答弁がございましたが、この件数に関しましては、人口割で見たりとかいう、いろいろ様々な見方がございますので、発生件数についてはいろいろ議論もあるかと思いますが、いずれにしても本町若しくは近隣自治体での被害が発生しているという答弁がございました。演壇でも最初触れましたけども、全国で年間約1万8,000件の被害件数というのは、1日当たり約49件、実に30分に1件の割合で発生している計算になります。我々、一般質問で与えられている配分時間が30分ですので、この一般質問の間に全国のどこかで、どなたかが被害に遭われているという計算になります。また、被害者の7割以上が65歳以上の高齢者ということで、ちょっと本町の高齢化率を調べましたけども、平成20年度は34.6%、平成25年度37.9%、平成30年度は43.0%と、高齢化率の上昇は顕著であります。この割合は今後も高くなっていくということが予想されます。そうなれば、単純に被害に遭われる可能性の高い方が増加されるということがいえるというふうに考えております。

そこで、質問いたしますけども、今申し上げました高齢者の方が被害に遭われている、またこの高齢化率を勘案いたしまして、このような状況を踏まえまして、通常の注意喚起とは別に、高齢者向け、あるいは高齢者に対する被害防止について、何か対策はされているんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 被害の防止につきましては、高齢者向けについてござい

ますが、まず民生委員さんが各地域にいらっしゃいます。民生委員さんを通じてですね、特にひとり暮らしの方の御自宅には定期的にお伺いしてもらっております。その際にもですね、振り込め詐欺、そういったものについてパンフレット等を配る、口頭でお知らせをするということを行っております。またですね、老人クラブの連合会がございます。各会合のときにですね、芦北警察署からお出でいただいて、詐欺、そういった電話勧誘等についてですね、講話をしていただくと、そういうことも行ってございます。

以上であります。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） 先日、金融庁が老後の資金は2,000万円必要だという試算を公表いたしましたして議論になっておりますけれども、老後の生活のために蓄えた貴重な財産を悪質な詐欺によって失うということになってしまえば、その方のその後の生活をも奪いかねない非常に深刻な問題となります。電話をかけてくる犯罪者は、先ほど申しましたけれども、組織化され、役割分担されたプロの詐欺集団であります。その詐欺集団に対して高齢者が電話に出て対応する、あるいは怪しいと見破るということは、私は困難であろうというふうに推察いたしております。ですから、メディアや各自治体でこれだけ注意喚起を行っても、毎年多くの被害が発生しているのだらうというふうに考えております。先ほど高齢者向けの防止対策について答弁がありましたけれども、私はもはや注意喚起や情報提供だけでは防止対策として限界があるのではないかというふうに感じております。

そこで、このような被害を未然に防ぐ対策として、これは一つの提案ですが、アナウンス付きの録音機の貸し出しというのは、非常に有効な対策になるのではないかというふうに考えております。この録音機は、例えば相手が電話をかけてきた場合、まず最初に「この電話は振り込め詐欺等の犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます」というような警告アナウンスが流れます。そのアナウンスの後にプルルというコールが鳴る装置で、住民の方はその呼び出しのコールが鳴ってから受話器を取る。受話器を取った瞬間から自動録音が始まる、そういう装置でございます。テレビでもお馴染みの元警察官で、あの犯罪ジャーナリストの小川泰平氏によれば、犯罪者は証拠を残すことを極力避ける。この装置は普通の録音機と違って、録音することをあえて相手にアナウンスすることで、相手は証拠を残すことを恐れ、警告アナウンス中に電話を切る。よって、かなりの抑止効果が期待できる、そう述べられています。また、設置についても高齢者でも簡単に取り付けができる、そういう装置になっております。実際に、栃木県では貸し出した世帯からの被害は発生しておらず、約9割以上の方が不審な電話を受けなくなったというアン

ケートに答えており、一定の効果が確認できたとしております。ネットで検索しますと、栃木県のみならず、全国の自治体にこの録音機の無償貸し出しが広がってきております。本町も予算的な事情もありますので、先ほどの世帯数の答弁2,941世帯という答弁がありましたけども、なかなかさすがにですね、数も多いですので、一気にとはいかないと思いますけども、まず初めは試験的に例えば50台とか、あるいは100台とかいうことで、希望者を募り、希望者が予定数を越えた場合は優先順位を設けて貸し出す等、様々な方法があると思います。いずれにしても、行政としてそういうことも含めまして検討する時期に来ているのではないかというふうに考えますが、そういう状況を踏まえまして、未然防止対策としてですね、竹崎町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） こういう悪質な特殊詐欺がですね、日本で後を絶たないということは、誠にですね、日本国民として嘆かわしいですね、悲しいことでありまして、人間はいつになっても成長してないんだと、むしろ退化しとるんじゃないかなろうかと思うぐらいでありますけども、幸い我が町では発生件数はですね、ゼロの年もございましたし、今年もそれを更新中ではあるわけであります。この特殊詐欺につきましては、電話による詐欺だけでなく葉書等もございます。あるいはもう今、直接訪問するというですね、様々な手段を講じて悪事を働こうとしておるわけでございますので、総合的に一番効果のあるのは、先ほどまで総務課長が申したとおりでございます。これを周知徹底するということが第一義であろうかと思っております。ただいまの御提案につきましては、全国でそういう例があることは私も承知しておりますので、今後、研究課題とさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） 本町の高齢化、まあ本町に限らずですけども、高齢化はターボエンジンのように加速しています。町民の生命・財産を守るという観点からも御検討をお願いいたしまして、1つ目の質問を終了いたします。

次に、教育改革について質問させていただきます。文部科学省によって改訂されてきております学習指導要領というのは、大体10年ごとに改訂されてきているというふうに認識しておりますけども、今回の新学習指導要領の概要、どのような内容になっておりますでしょうか。簡単で構いませんので、その概要について説明を求めます。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 新学習指導要領において目指しているものは、社会に開かれた教育課程の実現です。これはより良い学校教育を通じて、より良い社会をつくる

という理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校で何をどのように学び、どのような力を身につけられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携及び協働により、その実現を図っていくというものでございます。配布したリーフレットには、学校で学んだことが子どもたちの生きる力となって先の人生につながってほしい等の新学習指導要領に込められた願い、子どもたちの学びがどう変わっていくのか、新たに取り組むことと、これからも重視すること等は非常に丁寧に分かりやすくまとめて書いてございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） 先ほどの演壇での私の②の質問に対する教育長の答弁で、対策としてALTの配置や研修等によって教諭のスキルアップを行っていくということでしたけども、そのような対策を講じるに当たり、今現在どのような問題や課題があるということで想定されていますでしょうか、そのへんをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

授業等を行うに当たって、ALTを効果的に活用して取り組んでおりますが、外国語活動が3年生・4年生から実施されることに伴い、授業数が増加していることから、全ての授業等にはALTを配置できていないという状況でございます。また、外国語活動や教科としての外国語、英語の授業を行う小学校の教師には英語の免許を取得している教師は少ないため、指導力や資質の向上のための研修等を引き続き行う必要がございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） ただいま全ての授業にALTを配置できていないということですけども、確かに今、本町には3名のALTということで数にも限界がありますので、そのへんは今のところはしょうがないのかなというふうに思っておりますが、このALTを効率的に活用するためにはですね、各学校間での調整が重要になってくるのではないかとこのように思っておりますので、教育委員会がですね、リーダーシップを発揮して、そのへんは取り組んでいただきたいというふうに思います。算数とか、ほかの教科は教科書を見れば大体思い出して、小学校レベルであれば御家庭でも教えることができると思いますけども、この英語に関してはほかの教科と違って御家庭で教える、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんに教えてもらうというのは、これはなかなかかなり難しい教科ではないかというふうに感じております。

学校で分からなくてもですね、家庭で補習ができれば問題ありませんけども、補習ができない、教えるのが難しいということになれば、学校での英語の指導というのが非常に重要になってくるというふうに考えております。塾や英会話スクール等もございますけども、まずは学校でしっかり教える、そして学ぶということが重要だろうというふうに認識しております。

そこでお尋ねいたしますけども、児童のいろいろやっていく上でレベルもありますが、習熟できていない児童への対応、そのへんはどのような対策を考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

外国語活動は、英語に慣れ親しませ、学習への動機付けを高めること、また教科としての外国語も音声で十分に慣れ親しみ、その後、段階的に読むこと、書くことを加えるようになっております。英語に対する子どもたちの興味・関心・意欲を引き出し高めていくため、ICT機器を効果的に活用したり、支援員を配置し、習熟できない児童に対しましては、きめ細やかな支援を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） これまでの日本の英語教育というのは、会話よりも文法を中心に高校受験、大学受験といった受験対策というような意味合いでの英語教育であったかなというふうに思っております。ですので、実際に海外に行ったときに会話ができないという英語だったのではないかなというふうに思っております。私は高校卒業後にアメリカに留学した経験がございますが、他国からの留学生、これは英語を母国語としていない留学生ですね、と比較いたしまして、私の英会話力というのは数段劣っておりました。ほかの留学生と同じ時期にアメリカに来たにも関わらず、ほかの留学生は大体その時点である程度、会話ができておりました。ですので、その留学生たちに聞きましたら、もう小学校の頃から実践的な英語を学んできたということだったので、まあそういうことだったらちょっと私の勉強不足が一番ですけども、まあそういうことだったのかなというふうに、そのときは認識した次第であります。私は自分の実体験からですね、文法よりもまずはしゃべれる、聞ける、要するに実際海外に行って使える英語を身につけるべきだというふうに考えております。文法はその後からでも全然大丈夫です。これまでの英語教育は文法から入るから難しいし面白くない、結果、英語が苦手になるんだらうというふうに思っております。課長の答弁にもありましたけども、まずは英語に親しむ、楽しむ、そして会話をするということから入るべきだというふうに、私も考えております。

英語は初めの入り口の段階で興味をもてばですね、勉強しやすい、私は教科だというふうに思っております。逆に入り口でつまずいて毛嫌いしてしまいますと、拒絶反応を起こして、後から挽回するのは非常に大変な、そういう教科ではないかというふうに思っております。多少文法が間違っているんですけど、実際は通じますし、また通じれば嬉しくなって、また自信も持って、さらに自分で勉強するようになります。これが通じないとですね、あたふたしますし、右往左往しておろおろすると、これは私が実際経験したことですけども。そこでですね、会話の習得というのは非常に大事になるんじゃないのかなというふうに思っております。それこそ、先ほどありましたけども、ALTの先生の役割が重要になってくるのではないかというふうに思っておりますが、本町の3名のALTはアメリカ出身というふうに聞いております。本場アメリカの生の発音で、言い回しや使い方等、実践的な会話のやり取りが聞けますので、ALTの先生にはですね、これまで以上に子どもたちと英語で接していただくよう、教育長に要望しておきます。

ある民間企業の調査によれば、今後、日本企業の約3分の1の企業で、外国人留学生または外国人労働者を採用するだろうというふうに試算しております。外国人観光客も年々増加しており、昨年は初めて訪日観光客が3,000万人を超えたと政府観光局が発表しております。自分は海外に行かないから英語は必要ない、もうそういう時代は終わります。自分が行かなくても、これからは海外から日本にやってくる、そういう時代になってきます。先月、アメリカのトランプ大統領夫妻が日本に来日された際に、天皇皇后両陛下が通訳を介さず、直接、大統領夫妻と会話をされている様子がテレビに映っておりました。これからはまさにあのような光景が当たり前のような社会になってきます。また、別の民間会社によりますと、今後10年から20年の間で、現在の全ての職種、今我々がやっている仕事ですけど、職種の約49%をAIをはじめとするロボットや機械が代行するようになるというふうに試算をしております。今の子どもたちがちょうど社会に出る、そのような時期にはですね、今現在人がやっている仕事の約半分がなくなるかも知れない。ちょっと想像できませんけども、そういう社会がやってくるわけです。そのような時代に英語ができる人、できない人、どちらにアドバンテージがあるのか、これはもう言うまでもありません。AIを使う側になるのか、AIに使われる側になってしまうのか、まさにハリウッド映画のような、そんな社会が訪れようとしています。そのような厳しい社会を生き抜くためには、教育がなおさら重要になると認識しております。私は、教育行政というのは国や県よりもですね、地方がもっと積極的に主体的に関わっていくべきではないかというふうに考えております。そのために全国の各自治体に教育委員会が設置されているんであろうというふうに思っております。

これまで縷々質問し、私なりの考えを述べてまいりましたが、最後にですね、これからの英語教育を含めた本町の教育行政について、どのように認識されておられるのか、どう考えておられるのか、最後に教育長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 藤井議員の本当に貴重な御意見、ありがとうございました。

教育委員会といたしましても、学校現場とより良い連携を組みながら、今後の外国語教育の充実のために今の御意見を参考にさせていただきたいと思っております。ALTにつきましても、有効的な活用を図るよう検討させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 藤井君。

○1番（藤井公輔君） これで、私の質問を終わりますけども、将来を担う子どもたちのためにですね、我々が何ができるのか、また何をしてあげるべきなのかというのを、お互いに知恵を出し合って一緒に取り組んでいきましょう。

これをもちまして、私の質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） これで、藤井君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩をいたします。11時15分から再開をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

執行部の皆さん方に一つお願いがありますが、答弁をされるときは「議長」という呼びかけをして、手を挙げて発言をしていただくようお願いをいたします。

一般質問を許します。川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、3番目の一般質問を行います。

新元号も令和となり、心機一転、気持ちを新たに今定例会に臨んでおります。今回は、2つの問題について質問します。

1つ、本町第2次総合計画後期基本計画について、2つ、地域おこし協力隊の活動についてであります。

まず、第1の第2次総合計画後期基本計画について質問します。本町総合計画前期基本計画及び総合戦略が本年度が最終年度となりました。そこで、後期基本計画作成に着手されるわけですが、どういう手順で編成されるのか、スケジュール的にも具体的に説明をしていただきたいのであります。

2点目は、後期基本計画及び次期総合戦略用の住民アンケートが4月付で町民2、

000人と思いますが、無作為に調査依頼がっております。もう2カ月が経っております。集計済みだというふうには私は理解しますが、その結果も踏まえ、政策立案にどういう反映されるのか質問するものであります。

3点目は、この後期計画案は、今後5カ年計画の本町施策の基本理念の下、重要かつ今後の芦北町のまちづくりの発展を占うといっても過言ではありません。計画素案が出来た時点で、議決機関である議会に説明されるべきというふうには考えますが、いかがでしょうか。

次に、第2の質問であります。地域おこし協力隊の活動について質問します。本町においては、平成29年度から地域おこし協力隊の制度を活用した事業に取り組まれております。現在の活動状況を具体的に説明していただきたいのであります。

2点目は、活動ごとにどう成果が出ているのか公表していただきたいのであります。私は、平成29年12月議会の一般質問で、地域おこし協力隊の現状の活動について一般質問をしました。協力隊の第一陣も3年目に入ろうとしております。成果も出ているのではないかと思います。担当課としての見解はどう評価しておられるのか伺うものであります。

以上、質問いたしました。明快な答弁を求め、登壇しての1回目の質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の質問にお答えいたします。

質問の主題1につきましては、事務的なものでございますので、担当課長より詳しく答弁をさせます。

質問の主題2の地域おこし協力隊については、現在、4名の隊員が活動しておりますが、これも具体的な活動内容につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻企画財政課長。

○企画財政課長（川尻敏浩君） 質問の主題1の①について、お答えいたします。

これまで住民アンケートの実施、各課による前期基本計画の課題及び現状の整理を行ってまいりました。現在、アンケートの集計・分析、基本計画の課題等の取りまとめを行っているところであります。今後の手順としましては、作業部会において素案を作成し、芦北町総合計画策定審議会に2回お諮りしたいというふうには考えております。その間、各種団体からの意見聴取、パブリックコメント及び議会への説明をさせていただいた上で審議会からの答申をいただき、議会での議決を経まして公表という流れを考えているところであります。

次に、②の質問についてお答えします。①でお答えしましたとおり、現在、アン

ケートの集計・分析を進めている段階でございます。アンケートの結果内容につきましては、後期基本計画に反映させてまいりたいと考えております。

次に、③の質問についてお答えします。議会への計画案の説明につきましては、9月頃を計画しているところであります。議会からいただきました御意見等を反映させてまいりたいというふうに考えております。

次に、地域おこし協力隊についての主題2でございますけども、①についてお答えいたします。それぞれの活動内容は、ふるさと応援寄附金に関連したサイトの充実や移住・定住写真集「あしきたぐらし」を作成、四季折々の風景、歴史、伝統、食文化等、町の情報や魅力の発信及び町内加工業者の商品パッケージやホームページのデザイン制作の支援等を行っております。また、大野のショウガを使ったジンジャーシロップを開発するとともに、地域資源の掘り起こしや活用を図るとともに、地元農家の手伝いや研修に参加し、農業についての技能や知識を学ぶ等、コミュニティビジネスにつながるような活動を行っております。また、地域の活性化を図るために、漁協女性部や芦北高校等と連携し、芦北の食材を使用した商品開発と販売を実施する一方で、大野中学校を活用し芦北産品を使用して「大野中学校家庭科室」の名称で商品開発を進めております。さらに、御立岬を中心とした活動では、岬の御塩や貝殻、規格外の農産物等の地域資源を活用した商品開発や、御立岬公園をフィールドにした観光体験メニューの考案等を行いながら、SNSを活用し町の情報や魅力を発信しているところであります。

次に、②の質問についてお答えいたします。もともと地域おこし協力隊を採用した狙いにつきましては、1点目が地域の活性化、2点目が移住・定住の促進を図ることでございます。地域の活性化については、地域資源を活用した特産品づくりや地元業者、団体、高校等と連携した商品開発を行っており、SNSを活用した情報発信においては、外向けには町に興味や関心をもった人が町を訪れるきっかけとなり、内向けには本町の魅力を再発見・再認識する機会となる等、一定の成果が出ているものと思います。また、隊員自ら山間部等の空き家に居住することで、地域の活性化につながっております。移住・定住の促進につきましては、隊員自らが定住の意思を示しており、任期終了後、自分のスキルや任期中の経験等を活かした起業や就職ができるような内容の活動を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、第1の質問から随時、再質問したいというふうに思います。

手順については、今、アンケートが集計中であるということでありまして、

最終議会で議案27号で、この芦北町総合計画策定に係る整備に関する条例という新たに1条例が追加されますが、この中で総合計画策定条例の変更によりますと、3条の2を加えるということで、芦北町総合計画策定検討委員会を置くということで、審議会と別にまた策定検討委員会を置くということになりますよね。今その文言は議決してからじゃないと言われないというふうに思っていると思いますが、これは予算を見てもみますとですね、推進会議謝金、これがこれに相当するんじゃないかなというふうに思いますが、まずそれからお願いしたいと思いますが、新たにできるやつは。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） お答え申し上げます。

まだ議決をいただけていませんものですから、非常に答弁しづらいところもございますけども、実は先ほどの答弁の中で作業部会というふうな表現でかえて表現をしたところであります。最終的にその作業部会が検討委員会になっていくというイメージを持っているところでありますけども、この作業部会につきましては各課の課長補佐を代表とする検討委員会というものを設置したいというふうに考えております。これにつきましては、町長からの任命をいただいて、きちっと責任をもってその計画策定の素案に当たっていただくというような位置づけをしているところであります。

今申されました予算の謝金の部分でございますけども、ここについてはワーキンググループのほうで各委員さんを指名いたしまして、そういう会議を開いたときですね、謝金のほうに充てるというふうにことで予算を組み立てたところであります。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そういう手順が今後なっていきますけども、要するに条例で定めてありますので、基本構想と基本計画の策定というのは、会議規則ですね、議会の議決を経るものであるということで、大体本来なら政府のほうでは議決案件は町で勝手にしていいというようなこともあっておりますけども、芦北町は条例がそのままになっております。これがいいのかどうか分かりませんが、一応そういうことであれば議会に素案をですね、説明する。私が一番言いたいのは、5年前のことになりますけども、本会議の5日前にこの計画が説明がなされたのは。だから、その前はですね、その前のをちょっと引っ張り出してきたんですけども、これがその前の15年前のやつです。これにはですね、これが正式なやつです。これが構想案という形で出してあります。これが手順の最たるものであろうと思います、

議決案件であるわけですので。だから、こういう手順を踏んでいただきたいという旨のことでありますが、もうとやかくは言いませんけども、今9月と言われたのは何やったのですかね。最終的にはいつ頃これが出来るのか、素案が出来るのか。そして、OKになれば製本するという、これが筋道であろうというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） お答えします。

私どもも今、御質問のあったとおりのいうふうに認識をしております、まず9月というふうに先ほど申し上げましたけども、ここではまだ計画案の段階、最終の審議会にかける前の案を議会のほうにお示しして、御意見を賜りたいなというふうに考えています。その意見をいただいたものをさらに盛り込んだ上で、最終の審議会のほうにおかけして答申をいただく。そして、それを今のスケジュールでいきますと、12月に議案として提出させていただきたいなというふうなことを考えております。なお、そのワーキンググループとかそういったものが間に入ったりしてまいりますので、今のところ、絵に描いたスケジュールとしてはそういうふうに考えておまして、12月を上程というふうなところで作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） タイムリミットとしては、12月議会が最終じゃないかなというふうに、3月議会じゃちょっと遅いというふうに思いますので、それかなというふうに思います。それはそれなりに道を踏まえてですね、大事な5年間の計画でありますので、構想はもちろん、多分変わらないというふうに思いますので、計画は変わってくるんじゃないかなというふうに思いますので、前期としてですね、少しは変わってくるんじゃないかと思えます。

よって、住民アンケートが今集計中であるというふうに言われましたが、私ではありませんけども、私のおふくろのところにもアンケートがあったもんですから、ちょっと見させていただいております。その中でですね、10項目ですか、10項目がですね、最も力を入れるべきと考えるものを1つ選んでくださいという形で、10問、問いかけをしてあります。これの中でやっぱりですね、5つの柱がありますので、この5つの柱の中に振り分けるというふうに思いますけども、そここのところの重要性がありますので、この重要性とアンケートの中のですね、どういう比率であったのか。そして、あと今事業を行っている中を満足度と重要度に表して、1・2・3で、満足・普通・不満と、そして重要性においては、高い・普通・低い

という。要するに、満足度はそのまま継続でありますけども、不満ということについてはどう対処されるのかというのが一番大事であろうと思います、施策に反映するのはですね。良いのはもうそれで行けばいいんですけども、町民が不満と言ったのは、どういうふうな改善をするのかという今後の課題と思いますね、アンケート調査。重要度については、高いといったものをやはり具体策として取り入れる施策ではないだろうか。こういう点をですね、やっぱりせっかく2,000人アンケートをされて、どれだけ返ってきているのか分かりませんが、この前期の中に資料として大変これが載っております。だから、あまり変わらないんじゃないだろうかというふうに私は推測しますが、それをどういう形で町民の思いを反映させるか、これがやっぱり町民の皆さんの意見を聞く最重要課題であろうと思います。町長の思いという施策のトップダウン的なこともいいかも知れませんが、やはり町民の声というのが、このアンケートのもとでこの施策、計画に反映させなければ意味がないというふうに思いますので、町長のお考えを聞きたいというふうに思います。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えします。

以前から私はそのアンケートをですね、重視せよと、尊重しようということをおっしゃっております。ただ、100人の意見があっても、たった1人の意見がですね、それが実は正しい方向を向いている場合もありましてですね、アンケートのやっぱり精査というのは難しいものがあるわけですが、ただ先ほどちらっと発言されましたが、トップダウンでこれをせえということはですね、ありません。全て素案を作らせ、一緒に検討して、意思を共通したところで目標を作り、具体策に取り組んでおるところでございますので、発言の趣旨は十分理解できますので、これからしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） やはり私たち議員は、批判、監視という立場、そして最終決定をする、意思決定をする議決権をもつ議員でありますので、それなりにやっぱり資料説明とかは十分に受けて本会議に臨むというのが当たり前のことでありますので、それを怠ればやっぱり議会軽視というまではあまり言いませんけども、そういうことになりかねない状況でありますので、このことはしっかりと受け止めて議会に対しての配慮をしていただきたいなというふうに、手順をしっかりといただきたいなというふうに思います。

あと、これはこうせろという中身については、今後の素案が説明されたときに十分に全員協議会なりでやりたいというふうに思いますので、しっかりとした手順で

やっていただきたいというふうに思います。それじゃあ9月には素案が出るということでもよろしいんですかね。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 繰り返しになりますけども、そのスケジュールで取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 策定審議会委員のほうは、前ありましたけども、議長が入っております。総務常任委員長が入っております。常任委員長の3人と議長が議会では入って、前はあったんですけども、この各界はこの配置で審議会委員はよろしいんですか。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） お答え申し上げます。

審議会のメンバーにつきましては、芦北町総合計画策定審議会条例の第3条第2項に規定してございます。まず、学識経験者が2人以内、町議会議員が4人以内、各界代表者は4人以内、町の職員3人以内の計13人以内で委員を構成して、町長が任命するということになっております。なお、この審議会の設置につきましては、8月中を考えているところであります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そして、今度の議案27号で条例を新たに作る整備に関する条例においては、各課長を今度入れるということで理解していいですかね。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 現在、作業部会というふうに呼ばせていただきたいと思っておりますけども、そのメンバーを各課の課長補佐のほうに依頼をしたいというふうに考えておまして、それが議案として議決いただきますと、検討委員としてなるものと考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、予算的にはですね、今朝、予算書のほうを担当課にですね、予算書を見ながらですね、電話でやり取りしましたので、要するに今回は策定支援委託料というのが80万8,000円ありますよね。これがどこかのコンサルタントとか、そういう形にやられるわけですよね。それはまだですよ。発注はある程度出来てからやられるのか、それともその中のいろんな中身等もこの委

託のところに助言なりされるんですかね。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） この委託料の80万8,000円になりますが、これにつきまして現在考えておりますのは、アンケートの詳細分析とかですね、その作成に当たってのアドバイス、そういったところに終始していただきたいなというふうに思っております。今まではその策定委員の中に、作業部会の中に入ってですね、一緒に作業をやっていって、どちらかというところと委託先のほうが主に作業をやって、言われたことを資料を提出したりとかというのがあっておりましたけども、今回の後期の計画については、職員の手作りを重視したいなというようなことを考えておまして、アドバイスの委託を考えているところであります。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） まさに気持ち、心の入った職員ですね、町長も自ずとですけども、入った作成になればなというふうに思いますし、前は、5年前は委託料が非常に高いという意識をもっておりましたので、今回安いなというふうに感じてですね、そういうことでやられるんだらうなと思って、今聞いたところであります。何はともあれ、しっかりとした5年後の芦北町、それが10年後、50年後と続く計画になっていただければというふうに期待をしておりますので、準備万端で説明ができるようお願いしたいと思います。

次に、第2の地域おこし協力隊の活動について質問をいたします。嬉しいことに、定住の見込みがあるような感じ、今4名、夫婦が1組おられます。目的のほうはちょっと違います。活動内容はちょっと違いますけども、私も今便利ですね、インターネットでいろいろ取られますので、成功事例とかも見てみましたけども、なかなか成功事例は厳しいものがあります。これは政府の戦略の中で打ち出したものでありますし、全国5,000人を超えて、もう8,000人余りになろうかというふうにありますけども、賛否両論ありますけども、今4名来ておられる方々は頑張っておられるというふうに思いますけども、成果のほうでありますけども、私もこのためには町の実態という形を直接はお会いしておりませんが、間接的にはちょっとですね、聞いたこともありますし、実際に近所の方とも話したことはありますし、資料も企画財政課からもらっております。そして、企画財政課に4名の席があつて、大体週何日ぐらい来られるんですかね。情報的に、デスクワーク等をされるのは。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 基本的にですね、週5日勤務していただくことになっておりますけども、その中で事務作業を行うときに、こちらのほうに、本庁舎のほうにお出でいただいて作業をされますし、取材あるいはその写真撮影、あるいは農

作業に関する研修、お手伝いとか、そういったもの等におきましては現地に赴いてというようなことであります。本人が、隊員がですね、自由に活動して、縛りのない活動をして、定住に向けてですね、フットワークよく活動していただくようなことで、そういった体系をとっているところであります。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） この中でですね、食で交流というやつと、特産品開発とかありますけども、これは県が単独でしている特産品開発の部門もあると思うんですけども、そういう方との交流とかも知恵を出しながらやっているんですかね。この地域町おこし隊と別な部門があると思いますけども、商品開発とかはどんななっておりますか。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） まず、食で交流サポートコーディネーターにつきましては、いろいろな資格や経験をお持ちでございます、例えばキャンプであったりとかですね、野外キャンプであったりとかということ、そういう中でその災害避難時に対応できるような、そのメニューを考案されたりとかですね、ということで今後そのキャンプ体験をしていきたいとかというような考え方もありますし、貝殻を拾ってきてクリーニングして、イヤリングとして商品化するという事で動きがなされたりとかもしてございます。また、もう一人の特産品開発のコーディネーターの方につきましては、県南のフードバレーとかを活用したりですね、球磨地方の多良木町だったかと思えますけども、食品開発のほうの保健所からの許可をいただいた施設を活用して、その商品開発をやっていたりとかしておりましたけども、現在、先ほど申しましたように、大野中学校の家庭科室という名称で、保健所のほうからの商品開発、生産の許可をいただいておりますので、現在そちらのほうでやっております。いろいろ申しましたけども、そういった県の関係機関ともですね、連携し、また雇用創造協議会等ともですね、連携を取ったりしながら事業展開をやっているところであります。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） どこの町とまではいかないんですけども、津奈木、五木とかは、もう最初から入れられておるわけですけども、一番この協力隊の活動事例の成功を見ると、限界集落の棚田で町おこし・村おこしというのは、2、3成功事例があります。要するに、地域の人とふれあうことというのが田舎暮らしのやっぱり町おこしの基本じゃないだろうかなというふうに思うんですよね。そこもあるんですけども、ちょっと違った形の新しい特産品とか、そういう形のほうがメインになっ

ているようでありますけども、その中でふるさと応援寄附金に関する特産品とかは、新たにそれを開発されてふるさとの特産品として返礼品としてするのは、まだ実現はしてないんですかね。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） お答え申し上げます。

ジンジャーシロップを作ったとかということを経験させていただきましても、これについては今後もっともっと生産量を増やすということで考えておられて、それを返礼品のお礼の品としてあげられないかというようなことを今考えているところでありますけども、現在、大野地区で生産されています生姜を活用したその開発をされておりますけども、これに併せて古生姜ですね、これについても活用できないかということで、今年度、現在、試験的に取り組まれたようがあります。そういうことで、量の確保というのも非常に問題がありますので、そういったものを工夫されながらですね、今やっけていただいております。将来的にですね、返礼品として御案内できるようにですね、なることを期待しているところであります。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） そこですけども、今4名で、まだあと募集を、うたせ船の正式名称は忘れたんですけども、うたせ船を活用できるように募集をしておりますけども、その募集の状況というのはどんなですかね、今現状として。

○議長（宮尾秀行君） 分かっている範囲で。商工観光課長。

○商工観光課長（松本俊造君） お答えいたします。

所管が商工観光課になってまいりますので、私のほうから御答弁申し上げたいと思います。

現在、議員御案内のとおりですね、観光うたせ船応援隊ということで2名募集いたしております、募集期間を7月の末までということで募集をいたしております。ミッションとしては2つございます。やはり今、観光うたせ船の担い手が従事者が減少いたしておりますので、そちらのほうに従事をしていただくということを一つの目的としてですね、大きな目的として募集をしております。併せまして、観光うたせ船のですね、魅力を発信できるような活動を併せてやっけていただくというふうなことで、現在募集をしております。募集に関しましては、町に関係しますホームページのほかですね、移住者が集ってまいります「ジョイン」というサイトがございますが、そちらのほうでの募集をしております。現在のところ、まだ正式な応募はございませんけれども、2、3の問い合わせはあっているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） この制度のですね、デメリット等はあまりもう申し上げたくありませんので、良い方向に進むことで考えていかないと、ちょっといけないかなというふうに思いますので、肯定的な考えのもとでですね、その協力隊の皆さんが地域に根ざして、そして芦北町は本当に素晴らしいな、定住しようという、その呼び水になることがこの目的の一つですので、地域住民との交流等は今、大野においてはそういう活動もやっておられるんですけども、ほかのところの隊員はどんな、地域との交流とかはどんな状況でしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） お答え申し上げます。

田川地区でそのミッションを遂行されている方については、今御案内のとおりであります。また、つなげるサポートコーディネーターという方につきましては、情報発信、広告業を専門とされているような職種の方でありますので、芦北で特産品を使った、柑橘類を使ったその商品を開発されている方のパッケージを作ったりとか、それをホームページに載せたりとかという、そういった専門的なところの支援ということで、地域に特化したということじゃありません、それぞれのその手を挙げた方々に接触していくというようなこと、それと併せまして、自分が興味をもっている海岸沿いに行って、写真を撮って投稿して、2カ月間で3万件のアクセスがあったりとかという、非常に私どもが通常見ている風景がですね、当たり前で映りますけども、移住された方々には非常に鮮烈に鮮明に興味をひくような構図になるというようなことで、そういったものを写真集を作ってホームページにアップしているというところで、是非お帰りになったら見ていただきたいと思っておりますけども、もう芦北ではないような写真構成になってしまっていて、もう南国、どこだろうかというような内容になっています。非常にセンスのある、私が言うのも何でございますけども、本当にセンスのあるその写真を作ったりとかされておられる方もおられます。また、特産品開発につきましてはですね、芦北高校の生徒さんたちと共同開発をされて、商品を道の駅「でこぼん」のほうでですね、土・日限定で今販売できるような体制になっているというのもございます。これにつきましても、テレビのほうでも取り上げてですね、高校生たちも活気ある作業をやっているような内容であります。また、もう一人の方につきましては、御立岬に関連するような提案をしていただいたり、あるいは「岬の御塩」ですね、こちらのほうをどうにか売り込めないかということで、関西出身の方でありますので、関西では非常に塩を重宝されている、お寺でもわざわざ清め塩を売っている、京都辺りのお寺ではそういった清め塩を販売されたりとかしているというようなところからですね、既に帰省のと

きにはそういう商品をお持ちいただいて営業活動をやったりとかもされております。そういったところで、全員の方が地域に特化したということじゃございませんに、それぞれのミッションの中で対応できるようなところをやっていっているというふうに感じているところです。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 大体把握ができましたけども、この協力隊の皆さんの活動とかを何かの広報とかでの活動状況とかもアップすることも、一つの興味がわく一つではないだろうか。都会から来て住んでいる活動というのは、非常に貴重な財産になるのではないかなというふうに思いますので、そういうことも今度手がけて、町民のほうも興味のわいてくるような形も作るべきではないだろうかなと思うし、私が一番思っているのは、やはり農産物のブランド化というのもありますけども、いろんなところで2級、3級品をどう都会の無農薬、自然農法で作ったのを、規格外のやつを非常に安くして美味しいという形で、形はどうあれ、中身の問題という形のほうが非常に売れているということもありますので、そういう方の今度、協力隊員に呼ぶなら、そういう方の隊員を呼ばれば、農産物の有効輸出販売に効果が出るんじゃないかなというふうに私は思っておりますので、そういう今ある品物をどう販売につなげていくか、稼げる農業とかですね、稼げる漁業とか、そういう形のものをつまぱり都会的なセンスの中でやって隊員を呼び込むという方法も今後考えていくべきではないだろうかというふうに思いますので、町長の今後のこの協力隊員の構想といいますか、お金は政府から今、調べたところによりますと1,360万円ですか、来ているようでございます。一般財源のほうはあまり使っておられないと思いますが、今後の構想の中で町長の思いはどんなものがあるのでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えいたします。

先ほど来、いろいろと御提言をいただいておりますが、この地域おこし協力隊ですね、本町の場合はもう我々と仲間というですね、意識をもっていただいて、共にまちづくりに励んでいただいておりますのが実情でございます。有難いというふうに思っております。ただ、政府のほうもですね、5,000人、8,000人、さらに今度は1万人とかですね、構想をもつようでございますが、なかなかそういった人が集まらないというですね、問題が生じておまして、私どもも募集いたしましてもなかなか厳しい状況下にあるわけでありまして。しかしながら、この制度は大いに活用させていただきましてですね、本町の移住・定住、活性化につなげてまいりたいと思っておりますので、今後ともいろいろと御提言をいただければ有難いと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 最後にですけども、財政課長、今私が言いました予算的なもので、一般財源として町の持ち出しというのはどのくらいあるんですかね。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 平成31年度、令和元年度当初予算のベースで申し上げますと、現在4名の隊員の報酬なり、社会保険料、それと備品の貸し付けとかです。活動補助、こういったものを予算化しております。4人で総額1,597万6,000円の予算措置をしておるところであります。約、1名当たり400万円程度になります。その中でですね、財源としましては特別交付税が隊員1人当たり400万円を上限に交付されることになっておりますので、今の予算編成の場面におきますと、全額特別交付税が措置されるというふうな認識をしております。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 議会としてもですね、担当所管がありますので、交流会をしたりとか、そういうのも議会としては今後必要になっていくんじゃないかなというふうに思いますし、私は文教厚生でありますので、それに見合う形ですね、何かあれば隊員の皆さんと意見交換なり要望なり、聞く機会があればなというふうにも考えておりますので、今後議会活動の中でも活かしていかなければならないのかなというふうに思います。そういうことで、執行部の皆さんも良い制度でありますので、積極的に誘導、指導もされながらやっていかれることを祈念申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） これで、川尻君の質問が終わりました。

ここでしばらく休憩します。午後は、午後1時10分から再開します。

-----○-----

休憩 午後0時04分

再開 午後1時10分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を許します。坂本君。

○4番（坂本 登君） 皆さん、御苦労様です。

日本共産党の坂本登です。議長の許可の下、4項目について質問します。

最初の質問は、芦北町総合計画後期基本計画について、①2020年度から2024年度芦北町総合計画後期基本計画の策定状況はどうなっていますか。②計画の中に個人の尊厳とジェンダー平等、性の多様性等、誰もが自分らしく生きられる社

会を明記する考えはありませんか。③地域経済、人口、雇用等、活気あるまちづくりの方向性について、町長はどのようなビジョンを描いていますか、お答えください。

2番目の質問は、町単独の補助金について、①町単独で実施している補助金は平成29年度決算で何件あり、金額はいくらになりますか。②町の補助事業で予算を執行する理由や根拠、審査等、明確化を図るための統一した指針や基準はどうなっているか。また、補助金等の見直しに関わる指針はどうなっていますか。③町単独の補助金を適正に運用したか事業評価を行い、町民に公開していますか。④同一団体への交付は原則として5年以内の周期を設定し、更新が必要な場合には改めて事業効果や必要性を検証し、支出根拠が不十分なものについては見直す考えはありませんか、お答えください。

3番目の質問は、瀬戸石ダムをめぐる環境問題について、①荒瀬ダム撤去後、瀬戸石ダムが球磨川下流域や河口及び不知火海、八代海に与える環境問題について、町長の認識はいかがですか。②赤尼田仮置き場等に大量に山積みされた堆積土砂を球磨川の増水時に下流に流す手立てを八代市とともに国交省及び電源開発株式会社と協議してほしいかがどうか、お答えください。

最後の質問は、簸瀬地区の冠水対策についてお聞きします。簸瀬地区の県道嵩上げ工事が進んでいるが、県道冠水時にはJR肥薩線の線路をくぐる集落内の2箇所と、和田口の部分の道路の改良なしに住民の孤立を防ぐ保証はない。町の考えはいかがですか、お答えください。

以上で、本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員の質問にお答えをいたします。

質問の主題1の③の活気あるまちづくりの方向性についてのビジョンということですが、第2次総合計画の基本構想に示したとおりでございます。

次に、質問の主題3の①についてお答えいたします。平成30年3月の荒瀬ダム撤去完了から1年2カ月が経過したところでありますが、その影響についてはまだ承知していないところでございまして、なお残余の質問については担当課長より具体的に答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 質問の主題1の①について、お答えいたします。先ほどの川尻議員への答弁と重複するところがございますが、これまで住民アンケートの実施、各課による前期基本計画の課題及び現状の整理を行ってまいりました。現

在、アンケートの集計分析、基本計画の課題等の取りまとめを行っている状況でございます。なお、総合計画の基本構想につきましては、理念やビジョンを示したもので、令和6年までの10年間を計画期間としております。基本構想で示しますビジョンを具現化するために基本計画がございます。前期基本計画は今年度で終了しますことから、令和6年までの5年間の後期基本計画を策定するものであります。

次に、質問の主題2の①について、お答えいたします。決算書の一般会計から町単独事業の補助金を拾い上げますと、平成29年度決算で99件の4億7,880万1,000円となっています。②については、芦北町補助金等交付規則及び補助金の交付要綱に基づいて執行しているところです。また、補助金等の見直しについては、毎年度当初予算編成説明会におきまして、3年経過した町単独の補助事業は見直しを行うよう指示しております。各課においては、それに基づいて見直しを行い、そのまま継続、あるいは見直し継続、廃止としているところです。その後、予算査定において公益性、必要性、公平性等の観点から査定を行っているところであります。

次に、③の適正な運用については、芦北町補助金等交付規則及び各補助金の交付要綱に基づいて適正に運用しております。事業評価については、成果説明において事業の成果を検証しています。また、町民への公開につきましては、毎年6月と12月に財政事情を公告し、ホームページ及び広報あしきたで公表しております。なお、内容につきましては、決算や補正、執行状況等の内容となっているところです。

④につきましては、②のほうでお答えしたとおり、3年経過した町単独の補助事業につきましては見直しを行うよう指示をしているところであります。

続きまして、主題3の②について、お答えいたします。瀬戸石ダム湖から下流への土砂供給についてのお尋ねでございますが、電源開発では平成30年度は出水時に水の流れる力を利用して、ダムの上流から下流に土砂を流す、いわゆる通砂、排砂と申しておりますけれども、これの取組を実施し、一定量の効果があったと聞いております。また、堆砂処理を行ったダム湖の土砂をダム直下に置き土して下流に流したり、熊本県が行った二見漁港での覆砂事業にも対して土砂提供を行ったと聞いております。電源開発としては、これらの取組を行っておりますので、現時点では協議をすることは考えておりません。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 質問の主題1の②について、お答えいたします。現行の芦北町総合計画では、男女を問わず全ての住民がそれぞれの個性と能力を發揮できる環境づくりを進める旨を基本構想に盛り込んでいるところです。また、男女共同参

画の視点から、誰もが個人として尊重される社会の実現を目指すこととしていることから、個人の尊厳、ジェンダー平等、性の多様性についても含まれた基本構想であると認識しております。なお、人権に係る取組として、芦北町人権擁護に関する条例の中でも部落差別をはじめ、性別等による差別等、あらゆる差別を解消できるよう取り組んでいるところです。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 質問の主題4の簸瀬地区の冠水対策について、お答えいたします。事業実施主体である県の計画によりますと、簸瀬集落への入り口となる2箇所の鉄橋下は町道となっており、県道の嵩上げ工事により町道も同じ高さに嵩上げされます。また、和田口の部分の改良につきましては、肥薩線や吉尾川があり、改良が非常に困難であるとの見解から、まずは早期に冠水による当地域の孤立発生を防げる対策として、白石地区までの嵩上げ工事を進め、簸瀬地区から国道219号への避難路を確保できるように改良を進めることとなっております。町としましても、県道の冠水による当地域の孤立を防げるものと期待しており、早期の事業完了に向けて引き続き県へ要望していく考えです。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 総合計画の策定状況は、先ほど川尻議員も質問されましたので、2回目の質問は控えたいと思います。答弁は、課題を取りまとめているということで、その課題をですね、ちょっと私もその指摘をして提案したいと思います。

②ですね、担当課長の答弁は、第2次芦北町総合計画基本計画の中の男女共同参画の視点から、誰もが個人として尊重される社会の実現を目指すことあり、ジェンダー平等、性の多様性等はこの部分に含まれるというふうにお答えになりました。含まれるといっても、現状はどうでしょうか。誰もが個人として尊重され、尊厳をもって自分らしく生きられる社会へどう進んでいくのかが問われています。今日でも日本にはまだまだ根強い女性差別があります。個人の尊厳が尊重される社会をつくり、ジェンダー平等を実現しなければなりません。また、性の多様性を正しく理解し、認め合い、性的マイノリティへの差別や偏見をなくし、尊厳をもって生きることが求められています。3月議会のLGBTに対する知識や理解不足からくる偏見や差別をなくし、人権問題としてLGBT等の人々の多様性がごく当たり前に尊重されるまちづくりについて提案しました。私の質問に対して町長は、御提言として受け止めると答弁されました。また、課長が答弁されました人権尊重の理念と人々の多様性を明記した条例の具体化については、今後の研究課題とさせていただきます。

いと答弁されました。総合計画の後期基本計画の中に、ジェンダー平等、性の多様性を明記することで、女性の社会的地位を高めること、性の平等、同権をあらゆる分野で実現すること、性の多様性の知識が高まることとなります。学校や各種団体等、社会のあらゆる分野でハラスメントをなくすための実態調査と、それぞれの分野に対応した相談、支援体制をつくることにもつながります。また、2019年4月現在、同性カップルの権利保障を進めるパートナーシップ条例、制度をもつ自治体は全国20自治体に広がりました。芦北町でのパートナーシップ条例の推進にもつながります。

そこで、住民の声を紹介します。お聞きください。70代の芦北町の女性の方です。「芦北町には女性に対しての課題もあります。男性から見ると何の不思議もないのですが、町の有識者による決定機関やイベントの来賓の参加者等、ほとんどが男性です。町執行部への女性職員の登用が少ないこと、議会でも女性議員が1人と、あまりにも少ないこと等、こんなに男女の格差があるのに、おかしいと思わないのでしょうか。これまでの慣例だからと誰も気に掛けないのでしょうか。個人としての評価に男女の違いがあるのでしょうか。人口割合は女性のほうが多いにも関わらず、これら男女差がおかしいと気づかないのでしょうか。男性にとっては当たり前のことでも、女性はおかしいと思っている人たちは声を上げづらいためなんです。」という声を聞かせてもらいました。

そこで、町長にお聞きします。これまで総合計画に明記してある男女共同参画の視点では、まだまだ男性上位の傾向があり、LGBT等性の多様性は想定してなく、町民の正しい知識と理解も不足していると言わざるを得ません。これまで以上に女性の社会的地位向上と、本当の意味で性の多様性を理解し、誰もが個人として尊重される社会の実現を目指すならば、総合計画後期基本計画にジェンダー平等、性の多様性をちゃんと明記して、町民に正しい知識を理解してもらえるように啓発し、町が率先してこれらの課題に取り組むよう担当課に指示していただきたいが、町長、いかがでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えいたします。

本町では、芦北町人権擁護に関する条例です。あらゆる差別であるとか、その他社会的にですね、不合理なことにつきましては、これを包含して解釈をしておるところでございます。実際にはいろんな具体的な施策の中でやっております。この男女共同参画につきましてもですね、委員会をつくりまして取り組んでおります。私もできるだけその会議に出席をしまして、そしてまた、それを事業化して展開する場合でも、私も現場に出ておるわけでございますけれども、このジェンダー平

等、性の多様性の問題、それとかですね、あるいはいじめとか虐待とかですね、もう今たくさんあるんですね。それはもう今日的な課題として、もう個別に上げるとかなりのやはり件数に上ると思うんですが、それらを包括していこうと、そして実際のですね、我々が取り組む事業でこれを実践していこうという気持ちでいるわけでありまして、3月議会で御提案をいただきました、これは勉強させてくださいということでございますので、今、課もですね、しっかり実情を捉え、そして将来の方向性を見据えてですね、そういう心構えで取り組んでいくようにということで既に指示をしております、常時そのことはですね、坂本議員と共有しているつもりでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 是非明記して、具体化してもらえることを要求しておきます。

次に、ビジョンについてであります。基本構想に書かれているのがもうそのものだということでした。地域経済、人口、雇用等、活気あるまちづくりをつくるにはどうしたらいいかというので、私なりに提案をしたいと思います。

まず、住民の声を紹介します。お聞きください。「私は、生まれも育ちも芦北町です。自然は豊かだし、子どもを育てるのに支援も充実していて、障がいを持っている人にもやさしく接してくれる。地域の見守りや声かけ等、子どもたちやおじいちゃん、おばあちゃんにも目が行き届いていて、暮らしに安心感があります。しかし、地域の仕事をする場所、雇用と収入に若干の不安があり、地域を元気にして将来に希望を持ちたい。そうなれば、県外にいる子どもたちも安心して家族で芦北町に帰ってきて生活ができる。」という話を聞きました。

芦北町はこれまで「すべては次代を担う子どもたちのために」を基本理念として子育て支援は全国に先駆けて18歳までの医療費助成等に加え、今6月定例会に新たに国民健康保険税の18歳までの均等割額減免を実施すべく条例改正と特別会計補正予算が提案されています。素晴らしい提案です。子育て支援以外にも社会的弱者の立場で様々な分野で取り組まれています。しかし、住民の不安である地域の仕事をする場所、雇用と収入に若干の不安があり、地域を元気にしてほしい、将来に希望を持ちたいという切実な住民要求にどう答えたらいいのでしょうか。本来は、国の政治が大きく関わることですが、町長の政治姿勢は国がしないのなら自治体で何ができるかを常に考えていると議会で答弁をされています。私も同感です。

町長にお聞きします。現在、町にある雇用の確保と新たな雇用を生み出す産業づくりが地域振興の最も重要な要です。働く場所がなければ、人口の流出が続くし、Iターン・Uターン・Jターンの人たちが定着しません。町の経済の活気を生み出す一番大切な要は町の働く場所の確保と新たに働く場所を生み出すことです。町長

の考えはいかがでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） もうおっしゃるとおりでありましてね、アンケートを見るまでもなく、多くの方々と接する中で、働く場がほしいということ、これはもう常に出てくることであります。それと収入につきましても、全国平均の8割が熊本県の所得、さらにその約8掛けがこういう地方になるわけでありましたが、こういう格差がなくなったらいいなということをしてですね、常に思っております。雇用につきましても、本町でも独自でこれに当たっておりますけれども、県が作っております雇用創造協議会、ここの連携、あるいは八代郡市との自立定住圏構想、この協定も結んでおりまして、町単独でやること、そして連携してやること、そういった様々な今取れる手法をですね、駆使して、取り組んでおるところでございます。さらに私もこれに尽力してまいりたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 町民の中にはですね、企業誘致という声も聞かれますが、共同通信の全国自治体調査で、企業誘致について全市町村の76%は成果なしとし、町村に限れば計84%は成果なしと、さらに企業移転につながっていないことが分かっています。今回の提案は、企業誘致とは別に地域内で仕事とお金が循環する仕組みを再構築し、地域内の経済循環力を強めるという観点に立つことです。総合計画後期基本計画の策定に当たり、地域特有の循環型地域経済の振興を明記し、推進することを提案します。

そこで、参考にしてほしくて、駒澤大学教授の吉田敬一さんの地域資源を活かした地域特有の循環型地域経済の振興という地域産業振興の主要課題、観点を短く整理して御紹介します。第1に、食・住・エネルギー・福祉の4つの領域での個性的な地域産業構造の形成です。地域内消費で地域の可能性を踏まえて、地域内の日常的消費をできるだけ地域内で生産することにより、資金の地域外流出を削減すること。次の段階が、地域外への販売、すなわち販売機能を外部資本に委ねると、付加価値の多くが地域外へ流出するので、販売も地域商業が担う政策が求められること。第2に、地域の可能性を掘り起こすこと。すなわち、地域のお宝探しです。地域の長所と弱点、可能性を徹底的に調査研究し、個性豊かなまちづくり、地域産業振興に取り組む試みが成果を上げつつあること。第3は、新たな発想、観点での産業振興政策づくりのための人づくり、組織づくりの課題です。個々の地域の特徴と弱点は、地域の間がが一番よく理解しているはずで、あくまでも地域が主体という発想に立つこと。以上の観点に基づく地域の実態に即した内発型地域内経済循環を重視した地域産業振興ビジョンを作成することです。

ここで、町長にお聞きします。芦北町総合計画基本計画の策定は、住民アンケートの調査の分析結果をもとに、多くの有識者の意見を聞き策定されると思います。今御紹介しました地域内で仕事とお金が循環する仕組みを再構築し、地域内の経済循環力を強めるという地域特有の循環型地域経済の振興という振興策も一つの意見として基本計画に明記し、推進していただきたいと思いますが、町長の考えをお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 国はですね、もう均衡ある国土の発展といいながら、やはり大都市へですね、一極集中が進んでおります。地方はですね、本当にもう汗を流して知恵を絞って、人口の流出をいかにして防ぐか、少子高齢化をどう向き合っていくかということ等々にですね、本当にやっております。もう打つ手はないというぐらいまでですね、各自治体はやっとるんですね。そういう中で、数年前、国が初めてこの問題と正面から向き合ったということをですね、認めとるんですね。ですから、これはですね、もっともっとやっぱり国に私は視点を変えて頑張ってもらいたいと、そういうことをですね、訴え続けながらいけないと思いますが、しかしそれでは我々はですね、ここで皆さんの生業を守っていかにかい、生活を守っていかなければいけないわけでありますので、今おっしゃいました地域経済がですね、活性化するためには、やはりどうやってそういうお金をですね、回していくかということでありまして、もう議員御存じのように、熊本県ではトップの予算措置をしまして、商工会の1割儲かる券、いわゆる地域振興券を発行しております。これで2億円を超える経済効果を出しておるわけでありまして。あるいは、地元の木を使って、地元の大工さんたちをお願いして家を建てたときには、最高額ですね、これは建築面積によって違いますが、200万円を交付しております。平均的に100万円前後受け取っていかれるわけですが、これも全国トップであります。そういうことで、やれることはですね、もうどんどんどんどんやっていくと。企業誘致につきましてはですね、製造業を引っ張るといのはですね、もうかなり難しいです、どこも。そういうことで、芦北町も光ファイバーですね、そういうことも全地域にこれを配置しましたので、今御存じ、旧計石小学校跡にサテライトオフィス、ここにですね、もう話がどんどん来ておりまして、いろんな形でやっていこうということでありまして。もう一方では、農業分野ですが、JAの農業参入が認められるようになりましたので、JAをですね、どんどんバックアップして行って、もう現にいちご観光農園のハウス、この事業はですね、今成果を出しておりまして、雇用も生まれておるんですね。あるいは道の駅「でこぼん」につきましても、ここも年商10億円です。この地方でですね、一つの施設が10億円を上げるというところはですね、なかなか

かありません。その結果、雇用もどんどん増えておるということで、やれることはやっていく、しかし国にですね、やっぱり要望することは要望していくというですね、両面立てでこれからも頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 町長がずっと以前からですね、先駆的な取組をされているのは承知をした上です。今日は一つの提案としてですね、内発型の地域内経済循環を重視した地域産業振興ということの一つ提案させていただきました。

それと、一つ今出ました製造業の企業誘致というのは、私、いかがなものかと思っておりますので、これはちょっとあまりいかがなものかという、出水を見たらですね、御存じのことだと思います。

次に、町単独の補助金について、一つ課長に答弁で確認できなかったのも、一つ確認させてください。見直しの基準は、見直しは3年ごとやっている、指示していると言われましたが、文章化、このようにですね、各自治体は文章化しているんですね。こういうのはありますか、芦北町には。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） お答えします。

今御紹介されました町単独事業の補助金の見直しに関する指針あるいはガイドラインというところを作っているような、その自治体もあるというのは存じ上げております。ただ、芦北町におきましてはですね、繰り返しになりますけれども、当初予算編成方針の説明会の中でですね、そういった見直しをやってほしいというようなことを指示をしているところであります。具体的に申しますと、具体的内容でございまして、次の項目に基づき検討することというようなことで、事業の終期設定、団体に対する定額補助を定率補助へ、国県補助事業については補助残を受益者と町とで折半、国県の補助になりますので、ちょっと質問とはずれてまいりますけれども、そういったものを文章で明記しております。最後に、繰り返しになりますけれども、特に3年を経過した町単独の補助事業については、補助の対象、補助率、補助単価の見直しを積極的に行うこと。なお、見直しに当たっては、関係団体と十分協議し理解を得るよう努めることというようなことで指示をいたしているところであります。その後の予算要求過程におきましては、先ほど説明したとおりであります。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） やっているということですが、文章化はしてないと結論だと思

います。補助事業で統一した基準は芦北町補助金等交付規則を定めていると答弁されました。

そこで、④の同一団体への交付見直しについて、再質問をします。まず、住民の声を紹介します。お聞きください。「町の補助金について、補助事業者が受け取った補助金の使い方はどうなっているのか。役場はちゃんと確かめているのか、公平・公正に使われているのかという不信感がある。目的に一致しているか、内容が適正であるか、町は補助目的以外に使われていないか、間違った使い方がされていないか確認して指導をしてほしい。議会で補助事業者である芦北町漁協の実例を紹介してください。」と私に言われた声です。そして、芦北町漁協組合の業務報告と事業計画書をお借りしてまいりました。これによりますと、漁協の受入補助金は明記してあるのに、平成21年度、22年度、23年度、24年度、26年度の漁協の補助金支出の記載がありません。いわゆる交付された金銭について使途の明記がないということです。

そこで、担当課長にお聞きします。補助金について、地方自治法第232条の2、定義の3にこう定められています。交付された金銭について、使途が特定されるものであること等が上げられると明記されています。また、芦北町補助金等交付規則第24条は、立ち入り検査等を定めてあり、次のように明記してあります。町長は補助金等に関わる予算の執行の適正を期するため、必要があるときは補助事業者若しくは間接補助事業者等に対して報告させ、または職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。次に、第25条は、証拠書類の保管を定めてあり、補助事業者等は補助金等に関わる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に関わる証拠書類を別に定める期間、保管しなければならないと明記してあります。

担当課長は、先ほど見直しは行っていると答弁されました。この事例は補助金支出の記載がないということは使途が特定できないということです。社会通年上、適切な使途といえるのか問われます。このような事例の場合、地方自治法第232条の2、定義の③使途が特定されるものであること、及び芦北町補助金等交付規則第24条の立ち入り検査、また第25条の証拠書類の保管に照らして立ち入り検査を行ったのか、補助金に関わる支出を明らかにした帳簿を確認し、使途は特定されたのか、どのように見直しを行ったのか、お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君、それは各個々の団体の質問でありますので、今質問の通告外だと私はそれは答えは認めません。坂本君。

○4番（坂本 登君） これは実例でありまして、このことについて答えられないというのであれば、こういうことがあったら、この今言った法律に基づいて芦北町の規

則に従って立ち入り検査、または帳簿の確認をして、使途を確認するのかと、それを聞いているんですよ。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 個別具体的な御質問でありますので、非常に企画財政課としての所管ではございませんけども、一般的なことでお話を申し上げたいと思いますけども、まずその補助を出している団体が法人でございますので、法人には会計年度の規定があります。多分、漁協におきましては4月開始の3月末が年度末ということの会計の決定がなされていると思います。また、町の一般会計におきましては、年度としては4月、3月という同じような年度でございますけども、補助金の交付等は実績を確認した上で交付をするということから、出納整理期間中の4月、5月に交付をすることも多々ございます。そうしますと、会計年度が違いますので、数字が合わないというのは出てくる可能性があるということを御承知おきいただきたいと思います。

また、立ち入り検査の件でございますけども、町から補助を受けている団体におきましては、町の監査委員が監査をすることになっております。その中でですね、担当課についても同行して一緒に立ち会うことをやっているところでもあります。

私のほうからは、以上であります。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 金額が合わないと言っているんじゃないんですね。この事例は過去10年ぐらい前の、今さっき言った平成21年から26年という間にですね、支出の記載がゼロ、無いんです。だから、使ったのが全然分からないと。だから、金額が違うという事例じゃないんですね。それを、今後そういうことがあったらどうするのかということを言っています。

もう一つ、事例を紹介するとですね、平成30年6月、芦北町漁協芦北支所の臨時総会において、組合員から受入補助金の支出について記載がなく、適正な管理がされていない。領収書もなく、確認ができない。補助金に関わる使途を明らかにしてほしいという指摘に対して、明確な説明はなく、後日、平成30年6月25日付で芦北町漁協組合様並びに役員一同様宛に始末書が提出されました。あえて、この場で役職と氏名は明らかにする必要はないと思いますので、その内容の趣旨のみを紹介します。お聞きください。

始末書。私は、この度、臨時総会においての指摘について、組合と組合員の皆様に私の経営管理能力不足により多大な不信感と御迷惑をかけてしまい、大変申し訳なく思っております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君、団体の話ですので、紹介ならば簡潔にお願いします。

○4番（坂本 登君） こういうですね、いわゆるこういう形で責任をとられたという、誰とは言いません。

そこで、町長にお聞きしたい。担当課長の答弁で、平成29年度決算で99件の補助事業者があり、金額は4億8,000万円で、見直しは行っているが、補助金等の見直しに関わる指針は文章化していないと、先ほど答弁されました。私は、町の公益上、必要がある場合においては、補助をすることに異議はありません。しかし、今後このような町民に不信感を与えるずさんな事例がないように、また地方自治法第232条の2、定義の③使途が特定されるものであること、及び芦北町補助金等交付規則第24条の立ち入り検査、第25条の証拠類の保管に照らして、統一した見直し基準や指針を文章化すること、また補助事業者に対し、必要に応じて使途が特定されているか、証拠書類の立ち入り検査を厳しく行うよう、各担当課に徹底して指示していただきたいが、町長、いかがでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 先ほど来、事例を挙げてやっておられますけども、課長も答弁したようにですね、独立した法人でありますので、JAもあります、森林組合もあります、その他各種団体あります。全てその法人としてのですね、独立性をもって内部でそこは自浄作用をですね、やるのがもう第一義、大原則であります。今のような指摘がございましたので、私どもは私どもとして、補助金が適正に使われておるかどうかというのは、その時点からですね、精査をしてはいきますけども、その解決はあくまでもその法人でありますので、我々がですね、特別介入することはできないわけありますので、ただ、そういう先ほど申しましたようなことでですね、問題、疑義ありとした場合はですね、当然の措置を講じていくということでありまして、これは漁協に限ったことじゃありません。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 町自体がこの規則を作っているわけであって、これに照らしてやっぱりやれるべきことはきちっと、やっぱり指示していただきたいと思います。

次に、瀬戸石ダムの環境問題について質問をします。ちょっと答弁を聞き漏らしたので、もう一つだけちょっと町長に、環境問題ですね、下流域に、この認識は何て答えられたのか、すみません、もう一度よろしくお願ひします。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） そのことについてはですね、その堆砂している土砂ですか、それを流したということで、その結果、どういうことがあったかというのは、公式に私は承知してないということでありまして、御存じでしたら教えてください。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 私は、6月4日、5日に、日本共産党の仁比聡平参議院議員と住民団体の方と一緒に、参議院会館において、国交省及び電源開発株式会社に要請書を手渡し、球磨川の環境問題について交渉してきました。交渉相手は、国土交通省河川環境課流水管理室の企画専門官 空閑健さん、電源開発株式会社からは再生可能エネルギー本部水力発電部の部長 斉藤文彦さん、及び広報室の上席課長 榊直人さんです。球磨川下流域では、荒瀬ダム撤去開始後、昔の河原に戻りつつあったが、河川の流下作用により、砂や小砂利は流されていき、上流からの土砂供給は瀬戸石ダムがあるために阻害され、結果として大きな石だけが残っていくために、河川の一番良い状態は過ぎつつあり、河床のアーモークート化が進んでいます。この変化は、河原の上部からの水による攪乱が大きい水際ほど、誰の目にも明らかほどはっきりと現れています。町長は、以前、私の質問に対して、球磨川の原因風景は取り戻さなければならないと答弁されました。球磨川の原因風景を取り戻すには、瀬戸石ダム撤去が一番ですが、電源開発は現在のところ、ダム撤去の考えはないと言っています。そうであるならば、国交省から15年間、7回連続で定期検査の結果、堆積土砂により洪水の恐れありとA判定を受け続け、指導されている日本で唯一のダムであり、土砂撤去は当然です。環境問題にも責任があります。国交省は交渉時、私たちの質問にダム直下の護岸付近に堆積土砂を投入して、下流域に自然流下させているダムも全国にはあると答えています。電源開発は、赤尼田仮置き場に、仮置き場が本年度で満杯になる予定であるにも関わらず、新たな仮置き場は10箇所候補地を絞り込んで協議中というだけで、未だに決定しているとは明言しません。電源開発も瀬戸石ダム湖の堆積土砂及び赤尼田仮置き場の堆積土砂をダム直下に置き土できれば助かると言っていました。球磨川漁協からも、球磨川下流域の環境悪化に伴い、2017年10月12日と2018年10月16日に、電源開発株式会社西日本支店南九州電力所に瀬戸石ダムの下流に土砂を置き土してほしいと要望されています。

ここで、町長にお聞きします。6月4日、私たちと電源開発株式会社の交渉の中で、水力発電部部長の斉藤文彦さんから、球磨川はみんなのものとの認識が示されました。大量の堆積土砂を下流域に置き土し、そのまま流すためには、関係自治体の理解と協力が必要と答えていました。球磨川流域の環境悪化に伴い、町として八代市と連携しながら、電源開発株式会社に協力する考えはありませんか。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 複数の質問がございましたので、それぞれについて整理をしながら答えていきたいと思えます。

まず、赤尼田の仮置き場が満杯近くになっているというようなことで、10箇所

程度をというようなお話がありましたけども、私どものほうに報告が来ていますのは、約10地点の候補地から検討の上、絞り込む作業を終えているというようなところまで報告を受けておりますので御紹介しておきたいと思えます。

また、土砂を下流に流すことにつきまして、環境が良くなっているかどうかというようなことでありましたけども、この質問をいただきまして、国土交通省八代河川国道事務所のほうに、これについての環境評価のデータがあるかということで問い合わせをしました。その結果ですね、河川管理者が国土交通省八代河川国道事務所でございますけども、そこに確認しましたところ、現在、国として環境の変化等について説明できる資料がないというような説明をいただいております。

また、土砂をダム直下のほうに置いて、下流のほうに流す方法というようなこともまた申されましたけども、1回目の私の答弁の中でも触れておりますけども、平成30年度におきましても、堆砂処理したダム湖の土砂をですね、ダム直下に置き土をして、水の力で下流域に流したということも、実際、電源開発のほうでやっているというようなことの報告を受けております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） その置き土をしているのは、もうわずかな量なんです、もう現場は知って質問するんですから。そして、国交省に対しても私たちの仁比聡平参議院議員がちゃんと国として管理責任があるんだから、今の川の状態を調査しろということもちゃんとやってあるんです。知った上に質問しているんですから、もうちょっとしっかり答弁してほしい。

最後に、簸瀬地区の冠水対策について、簸瀬地区の孤立を防ぐために、アンダーパスの完成予定時期は答弁なかったのを教えてください。

○議長（宮尾秀行君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えします。

集落の入り口となる2箇所は、県といたしましても早期に施工したいとの考えでございますが、現在のところは施工時期については未定というふうに聞いております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 簸瀬地区の孤立状態が一日も早く解消するために、道路改良が実現することを強く求めます。

○議長（宮尾秀行君） これで、一般質問を終了いたします。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午後2時01分

令和元年第2回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和元年6月21日

午前10時 開議

於 議 場

1 議事日程

- 第 1 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 3 報告第 1 号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について
- 第 4 報告第 2 号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につ
いて
- 第 5 報告第 3 号 有限会社御立岬の経営状況の報告について
- 第 6 議案第 2 3 号 令和元年度芦北町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 2 4 号 令和元年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 第 8 議案第 2 5 号 令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第 1
号）
- 第 9 議案第 2 6 号 令和元年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 10 議案第 2 7 号 芦北町総合計画策定に係る整備に関する条例の制定につ
いて
- 第 11 議案第 2 8 号 芦北町地域振興特定目的基金条例を廃止する条例の制定
について
- 第 12 議案第 2 9 号 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 13 議案第 3 0 号 芦北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 第 14 議案第 3 1 号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 15 議案第 3 2 号 芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 第16 議案第33号 芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第34号 芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第35号 芦北町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第36号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 第20 議案第37号 工事請負契約の締結について
- 第21 議案第38号 建設工事委託に係る協定の締結について
- 第22 同意第1号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 第23 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第24 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 第25 議員派遣の件
(一括議第=第26から第30まで)
- 第26 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第27 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第28 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第29 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出
(閉会)

2 出席議員 (15人)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 藤井公輔君 | 3番 林田燿宏君 |
| 4番 坂本登君 | 5番 宮内道則君 |
| 6番 寺本順一君 | 7番 古村逸男君 |
| 8番 白坂康浩君 | 9番 前田徹一君 |
| 10番 元山秀志君 | 11番 平松洋一君 |
| 12番 川尻成美君 | 13番 寺本修一君 |
| 14番 岡部恵美子君 | 15番 草野安道君 |
| 16番 宮尾秀行君 | |

3 欠席議員 (0人)

4 説明のため出席した者の職氏名（15人）

町長	竹崎一成君	副町長	藤崎正司君
教育長	岩田繁義君	総務課長	櫻井優一君
企画財政課長	川尾敏浩君	税務課長	元山俊治君
住民生活課長	田淵耕一君	福祉課長	内田照也君
健康増進課長	田中公広君	農林水産課長	福田貴司君
商工観光課長	松本俊造君	建設課長	鎌倉博之君
上下水道課長	杉本芳郎君	教育課長	白坂達也君
生涯学習課長	福井成昭君		

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	長崎十三男君	次長(課長補佐)	岡田謙治君
--------	--------	----------	-------

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

1 熊本県町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会

- (1) 目的 政局展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 グランメッセ熊本 コンベンションホール
- (3) 内容 講演
演題 「議会改革・活性化への取組み」(仮)
講師 早稲田大学マニフェスト研究所事務局長 中村 健 氏
- (4) 期 間 令和元年7月8日(月)
- (5) 派遣議員 各常任委員長及び議会運営委員長

2 熊本県町村議会正副議長研修会

- (1) 目的 今後の政局・政治展望を把握して、分権時代に対応した議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 熊本県市町村自治会館 別館大会議室
- (3) 内容 講演
演題 「地域活性化・農商工連携」(仮)
講師 内閣府地域活性化伝道師 曾根原 久司 氏
- (4) 期 間 令和元年8月5日(月)
- (5) 派遣議員 草野副議長

令和元年6月21日

芦北町議会議長 宮尾 秀行

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第1、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。元山税務課長。

○税務課長（元山俊治君） 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

芦北町税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月29日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をを求めるものです。

今回の主な改正は、個人町民税、固定資産税、軽自動車税関係でございます。まず、個人町民税関係では、ふるさと納税制度の見直し、住宅ローン控除の拡充、個人町民税の非課税措置が主な改正となっております。固定資産税関係では高規格堤防の整備に伴う特例措置、軽自動車税関係は消費税率10%適用時に対応する改正となっております。

まず、個人町民税の改正について御説明いたします。改正文は、2ページの上段、第1条の下、第34条の7になります。これは過度な返礼品の問題に伴うふるさと納税制度の見直しに関する改正です。返礼品割合が3割以下であることや、返礼品を地場産品とすること等、基準に適用する地方団体を対象として規定する制度が導入されております。

次に、その4行下、附則第7条の3の2は、住宅ローン控除の拡充についての改正です。消費税率10%が適用される住宅取得について、住宅ローン控除の期間を10年間から3年間延長し、13年間にするものです。少し飛びまして、7ページの下から1行目、第24条は、子どもの貧困に対応するための個人町民税の非課税措置です。前年の合計所得金額が135万円以下である未婚のひとり親に対し、個人町民税を非課税とする改正です。

次に、固定資産税関係の改正について御説明申し上げます。改正文は少し戻りまして、3ページ中程、附則第10条の3は、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係

る税額の減額措置の創設です。近年、西日本豪雨等の災害が多発しており、これらの災害に対応する高規格堤防整備後、その区域に新築された家屋に係る固定資産税5年間減額するものです。

次に、自動車税関係の改正について御説明申し上げます。改正文は、3ページの下から5行目、附則第16条は、軽自動車に係るグリーン化特例についての改正です。これはグリーン化特例の適用対象を電気自動車に限定し、消費税率引き上げ時に配慮して現行制度を2年間延長するものです。

次に、6ページ中程、附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の改正です。これは消費税率引き上げに伴う対応として、税率を1%分軽減する臨時的軽減の規定を新設するものです。附則としまして、施行期日と経過措置を規定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

-----○-----

第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第2、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。元山税務課長。

○税務課長（元山俊治君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令等の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月29日付で専決処分をいた

しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、課税限度額の引き上げ及び軽減措置の拡充に関するものです。第2条第2項中、基礎課税額に係る課税限度額の引き上げにつきましては、現行58万円から61万円に引き上げられます。軽減措置の拡充につきましては、低所得者対策として5割軽減と2割軽減の算定基準の見直しを行っています。

まず、5割軽減では、軽減判定所得の算定基準額を27万5,000円に被保険者数を乗じた額に33万円を加えた額としていましたが、この27万5,000円を28万円とし、5,000円増額しました。また、2割軽減につきましては、50万円に被保険者数を乗じた額に33万円を加えた額としていましたが、50万円を51万円に、1万円増額しました。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から施行となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

-----○-----

第3 報告第1号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について

○議長（宮尾秀行君） 日程第3、報告第1号「一般会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 皆さん、おはようございます。

それでは、報告第1号について、御説明申し上げます。

報告第1号、一般会計の繰越明許費繰越計算書について、御説明申し上げます。

平成30年度芦北町一般会計補正予算の第5号第2条及び第7号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第

146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページの表で説明申し上げます。平成30年度芦北町繰越明許費繰越計算書です。この繰越事業につきましては、昨年の12月議会及び本年の3月議会の中でそれぞれ繰越明許費として定め、承認を得ているものでございます。款3民生費のプレミアム付商品券事業から款10災害復旧費の公共土木災害復旧事業までの15件、合計5億5,007万4,000円を翌年度へ繰り越しております。財源内訳は、国県支出金が2億4,133万1,000円、地方債は1億3,760万円、その他は8,502万3,000円、一般財源が8,612万円でございます。主な繰越理由は、事業実施に伴う協議等に時間を要し、適正工期が確保できないもの、また国の補正予算に伴い予算化したものの適正工期が確保できないもの等の理由のため、繰り越したものでございます。また、5月末までに総合コミュニティセンター整備事業等4事業が完成しており、残りの事業についても完成に向け進捗が図られております。

以上、御報告します。

○議長（宮尾秀行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第1号を終わります。

-----○-----

第4 報告第2号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について

○議長（宮尾秀行君） 日程第4、報告第2号「有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。松本商工観光課長。

○商工観光課長（松本俊造君） おはようございます。

御報告を申し上げます。

報告第2号、有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものでございます。

まず、平成30年度の決算報告について申し上げます。資料3ページをお開きください。事業としまして、県立あしきた青少年の家の一部受託業務と、芦北海浜総合公園の管理運営業務が行われております。県立あしきた青少年の家の利用者数は7万6,555人で、前年比99.9%となっております。芦北海浜総合公園につきましては、ペアリフト等の改修工事により約3カ月間利用制限があったため、利

用者数は前年比89%の2万8,920人となりました。

平成30年度の事業実績でございますが、総売上高が1億2,182万6,404円、当期経常利益は304万7,519円となり、当期純利益は145万1,327円となっております。

そのほか貸借対照表が4ページから、損益計算書が6ページに、7ページから販売費及び一般管理費の計算内訳等、9ページに利益処理がございますのでご覧いただきたいと存じます。

次に、今年度の事業計画について申し上げます。資料は10ページからになります。県立あしきた青少年の家の業務委託につきましては、ひとつくりくまもとネット・三勢共同体と平成29年度から5年間の契約が締結をされておまして、今年度は3年目となります。

本館の利用者数見込みでございますが、熊本県において大規模な改修工事が12月以降予定されており、宿泊の受付が不可能な見込みから、前年比95.2%の6万5,000人と見込まれております。

芦北海浜総合公園におきましては、快適で楽しい公園づくりに尽力し、PR活動とサービス向上を図るとしてございます。

12ページから収支計画書を記載しておりますのでご覧いただきたいと存じます。以上で、報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 報告書の15ページの4行目を開いていただきたいと思います。役員報酬411万4,000円のうち、代表取締役の報酬が398万4,000円になっております。前取締役の本村氏、代表取締役は年間96万円でありました。4倍以上の値上げ幅になっております。大幅に上がった理由は何なのか、課長にお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 松本商工観光課長。

○商工観光課長（松本俊造君） お答えいたします。

金額の高につきましては、推し量ることはできませんけれども、まず勤務体系に関しますと、前代表取締役は非常勤でございましたが、新代表は常勤となっております。また、業務といたしましても、これまでの社の運営全般の管理に加えまして、マリンサービスの従業員さんが行われている業務がそれぞれございますけれども、それを補完する形でですね、積極的に関わりをもっておられるようでございます。さらに、誘客や売上向上につながる営業活動等にも広範にわたって精力的に取り組まれていると伺っております。

報酬額のお尋ねについてでございますが、定款では取締役及び監査役の報酬は株主総会の決議をもって定めるとありますので、先ほど申し上げましたような勤務形態、業務内容等を総合的に勘案され、定款に沿って決議がなされたものと理解をしてございます。

なお、御承知のことと思いますけれども、念のため付言をさせていただきますと、町から委託料としてですね、マリンサービスのほうに支出をいたしておりますけれども、委託料の算定に関しましては、芦北海浜総合公園の運営に関わります職員の給料、賞与、手当、社会保険料、損害保険料等の積み上げで算定をいたしております、役員報酬はこの委託料の中に含まれておりませんので、念のため申し添えていただきます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 寺本順一君。

○6番（寺本順一君） どっちみち、この役員報酬については、この第三セクターの業務範囲内であるわけでございますが、町長にお尋ねしたいと思いますが、私はこの額について、高いとか安いとか、そういうことを言うつもりはありませんが、同じ職務内容で、人が代わることによって額が4倍も変わっております。ただいま課長のほうから御説明はありましたけれども、業務内容が非常勤から常勤というようなことになりましたというようなことでございますが、ここで要望しておきたいと思いますが、人が代わることによって、こういう報酬額が常に変わるということでは、どうだろうかと思っておりますので、一つちゃんとした基準なり、算出根拠を作る必要があるのではなかろうかと思っております。これは第三セクターの仕事ではございますけれども、一つそういう基準づくりについて、町長の認識はどうかですね、町長はオーナーでございますので、この全体ですね。そこらをちょっと聞かせていただければと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 課長が先ほど答弁いたしました。これに加えることも、引くこともないわけですが、全ては株主総会で決定することでございますので、そのような御意見があったことは伝えておきます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに。寺本順一君。

○6番（寺本順一君） 町内の類似施設、例えば大野温泉センターですね、そこらをちょっと調べてみましたところが、やはり半額とまではいきませんが、やはり役場の課長を退職された方が、有能な人間が行っております、当然、常勤でございますけれども、やはり町長、さっき言われましたように、一つこの会社の組織の中でですね、一つこういう問題、取り組んでいただいて、どうすればいいのかですね、一

つ今後そういう問題も含めて御検討していただくように御要望申し上げて、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第2号を終わります。

-----○-----

第5 報告第3号 有限会社御立岬の経営状況の報告について

○議長（宮尾秀行君） 日程第5、報告第3号「有限会社御立岬の経営状況の報告について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。松本商工観光課長。

○商工観光課長（松本俊造君） 御説明を申し上げます。

まず、資料の訂正がございましたこと、大変失礼を申し上げます。

報告第3号、有限会社御立岬の経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものでございます。

まず、平成30年度の事業報告について申し上げます。資料3ページをご覧ください。施設利用者の総数でございますが、前年度比92.3%の36万4,467人で、総売上高は前年度比97.8%の2億5,647万9,538円でございます。

施設ごとの内訳でございますが、公園利用者数8万9,149人、売上5,893万2,000円、温泉センターの利用者数9万2,160人、売上6,393万円、物産館利用者数18万3,158人、売上1億1,454万9,000円、主要事業の売上は1,906万7,000円となっております。

経営面では、利用者の減等に伴う売上の減少により、税引き前経常損失が387万6,102円となりましたが、剰余金により対応をしております。その要因としましては、猛暑による海水浴客の減少や、施設改修等に伴う温泉センターの臨時休館の増加により、利用者数が減少しております。

また、主力であります物産館におきまして、夏場の野菜不足等により、品揃えが十分でなかったこと等が影響いたしまして、集客力が低下、併せて全体的な売上が減少したものでございます。

そのほか貸借対照表が4ページに、損益計算書が5ページに、6ページから利益金処分等の報告書がございますので、御確認をいただければと存じます。

次に、今年度の事業計画について申し上げます。資料は10ページからになります。

す。公園事業部では、サービスレベルの向上、公園、温泉施設の業務管理と経費予算管理の徹底とあります。物産館事業部では、地元生産者との連携による農産物の確保や、仕入れ商品の強化を図り、年間を通じて賑やかな売り場づくりを目指すことと併せ、オリジナル商品の販売拡大により集客力を高めるとあります。

11ページに物産館事業部の事業計画、12ページに収支計画、13ページに公園事業部の事業計画、14ページから15ページに収支計画を記載してございますので、御確認をいただければと存じます。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第3号を終わります。

-----○-----

第6 議案第23号 令和元年度芦北町一般会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第6、議案第23号「令和元年度芦北町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 議案第23号、令和元年度芦北町一般会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億308万9,000円を追加し、総額を112億8,808万9,000円とするものです。また、第2条で地方債の補正を計上しております。

主な内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明いたします。予算書は11ページになります。

款2総務費です。項1目6企画費の246万3,000円は、東京圏から移住し、県のマッチング支援事業に登録する企業に就職した者に支給する移住支援金100万円と、平成30年度のふるさと応援寄附金におけるカンボジア学校建設募金への希望額が146万3,000円と確定したことから、その額を寄附金として計上するものです。目7電子計算費は国庫補助への財源組み替えです。目13まちづくり推進費の110万円は、一般財団法人自治総合センターからの交付決定に伴い、田川区の公民館が実施しますコミュニティ活動のための備品整備に係るコミュニティ助成事業補助金です。

次に、款3民生費です。項1目1社会福祉総務費の1億7,321万1,000円

は、消費税増税に伴い、低所得者及び子育て支援としてプレミアム付商品券事業が実施されることから、プレミアム付商品券事業補助金1億6,250万円のほか、関係経費を計上するものです。

予算書は12ページになります。目2障がい者福祉費の58万4,000円は、消費税増税により実施される就学前障がい児の発達支援無償化等に伴う電算システム改修委託料です。目4高齢者福祉費の1,603万1,000円は、職員の休職に伴う臨時職員の通勤手当、社会保険料及び職員等、介護保険制度の改正等に伴う特別会計への繰出金1,467万8,000円です。項2目1児童福祉総務費222万7,000円は、消費税増税により実施される幼児教育・保育の無償化に伴う消耗品費及び電算システム改修委託料です。項3目1国民年金事務取扱費の5万9,000円は、消費税増税により国において実施される年金生活者支援給付金事業に伴う電算システム改修委託料です。

款4衛生費です。項1目1保健衛生総務費の4万円は、臨時職員に係る通勤手当を増額するものです。目2予防費の360万7,000円は、予防接種制度の改正に伴い実施される緊急風疹抗体検査等事業に係る委託料322万2,000円のほか、関係経費を計上するものです。

予算書は13ページになります。款5農林水産業費です。項1目3農業振興費の1,140万2,000円は、県補助金の内示に伴い、経営所得安定対策等推進事業費補助金及び水田産地化総合推進事業補助金をそれぞれ増額するものです。また、県事業の補助金の目途がついたことから、ハウスの自動開閉装置及び剪定枝粉碎機の導入に係る攻めの園芸生産対策事業補助金1,007万3,000円と、低糖果実の向上対策に係る果樹競争力強化推進事業費補助金75万7,000円をそれぞれ計上するものです。

款6商工費です。項1目3観光費の96万8,000円は、町有温泉特別会計の補正に伴う繰出金です。

次に、款7土木費です。項2目3道路新設改良費は、国庫補助への財源組み替えです。目4橋りょう維持費の8,862万5,000円は、国の交付金の増額内示がなされたことから、橋りょう補修測量設計業務委託料722万5,000円と、橋りょう維持補修工事費8,140万円をそれぞれ増額するものです。

予算書は14ページになります。款8消防費です。項1目2非常備消防費の210万円は、消防団員の退職の増加に伴い、退職功労金を増額するものです。

次に、款9教育費です。項2目2教育振興費の4万4,000円と、項3目2教育振興費の62万8,000円は、県の子どもたちによるいじめ防止推進事業が田浦小学校及び田浦中学校で実施されることから、それぞれ関係経費をそれぞれ増額

するものです。項6目1保健体育総務費は、助成金へ財源組み替えです。

次に、歳入について御説明申し上げます。予算書は8ページになります。

款14国庫支出金です。項1目1民生費国庫負担金の707万9,000円は、介護保険第1号被保険者の介護保険料軽減措置の強化に係る負担金です。項2目1総務費国庫補助金の239万1,000円は、社会保障税番号制度システム整備に係る補助金です。目2民生費国庫補助金の4,402万円は、障がい福祉サービスシステム改修に係る補助金55万円と、介護保険システム改修に係る補助金25万9,000円です。また、プレミアム付商品券事業に係る事務費、事業費の補助金をそれぞれ計上するものです。目3衛生費国庫補助金の140万7,000円は、緊急風疹抗体検査等事業に係る補助金です。目5土木費国庫補助金の7,291万8,000円は、射場芦北線改良工事と橋りょう補修に係る社会資本整備総合交付金をそれぞれ増額するものです。項3目2民生費委託金の5万9,000円は、年金システム改修に係る委託金です。

予算書は9ページになります。款15県支出金です。項1目1民生費県負担金の353万9,000円は、介護保険第1号被保険者の介護保険料軽減措置の強化に係る負担金です。項2目1総務費県補助金の75万円は、移住支援金に係る補助金です。目2民生費県補助金の873万5,000円は、幼児教育・保育無償化に伴う事務経費やシステム改修等に係る補助金をそれぞれ計上するものです。目4農林水産業費県補助金の620万2,000円は、県の内示に伴い、それぞれ補助金を計上するものです。項3目5教育費県委託金の60万円は、田浦小学校、田浦中学校が実施する子どもたちによるいじめ防止推進事業に係る委託金です。

次に、款18繰入金です。目8ふるさと応援寄附金基金繰入金の146万3,000円は、カンボジア学校建設寄附金に係る基金繰入金です。

款19繰越金は、最後に説明いたします。

予算書は10ページになります。款20諸収入です。目2雑入の1億3,414万1,000円は、田川区の公民館の備品整備に係る自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金110万円と、当初予算で計上したお試し住宅の整備及びトップアスリート合宿誘致事業に対し、水俣芦北地域振興財団の助成金の交付の見通しが立ったことから、304万1,000円を計上するものです。また、プレミアム付商品券の販売代金1億3,000万円を計上しております。

款21町債です。目5土木債は、社会資本整備総合交付金の増額に伴い、道路整備事業債を減額し、事業費の変更に伴い道路橋りょう整備事業債を増額するものです。

最後に、予算書9ページ、一番下段の款19繰越金です。歳入歳出の不足額1,

978万5,000円を前年度繰越金より充当するものです。

予算書の4ページをお開きください。第2表地方債補正について御説明いたします。変更としまして、道路整備事業を2,340万円減額し2億740万円に、橋りょう整備事業を2,340万円増額し3,680万円とするものです。なお、15ページに町債の現在高の見込みに関する調書を添付しております。

以上で、一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） 歳出の中で、一番最初に出てきた100万円の移住支援金ですけれども、これは移住の人が決まったのか、今後予測されるのかということで、何名、何世帯とかあるかと思いますが、ちょっと具体的にお願いしたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） お答え申し上げます。

この移住支援金につきましては、熊本県が実施します事業に乗った形で予算移しをしているところであります。東京圏域にお住まいで、熊本県が指定しております民間企業等に、移住されてその企業にお勤めになった方につきましては、芦北町にお住まいになりますと、この100万円を支給するという制度でありまして、県内でも全市町村ではございませんけれども、これに賛同されている市町村につきましては、当初予算で措置をされたところもございまして、今回、芦北町においてはその補正予算で計上するものであります。まだ確定ということではございません。県が事業を実施しますので、今回、予算措置をして待ちをするという形になります。

今回、100万円といいますのは、世帯で2人以上の方が芦北町に移住されて、県の指定した民間企業にお勤めになった場合の最高額が100万円というようなことで、今回、予算を計上しております。単身でお出でになりますと、60万円というふうな額になります。全ては県の要項に沿った形で対応する形になります。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 歳入のほうですね、県の補助金として出ておりましたので、そういう事業かなというふうに具体的に聞いたわけでありまして。

そして、あと一つ、商工会のほうで行っているプレミアム券のほうですけれども、これは毎年続けておられますよね。だから、今の時期に補正予算というのは、何か福祉のあれでも補助金が来てるんですけども、補正で出すべきか、当初予算でもいいんじゃないのかなというふうに、ちょっと頭はあつたんですけども、今の時期に、聞きますので、お願いします。

○議長（宮尾秀行君） 川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） お答え申し上げます。

この補正予算書を見ていただきたいと思いますけども、歳出のほうでございますけども、11ページになります。款3の目1社会福祉総務費の中でプレミアム付商品券の予算計上をしているところであります。これにつきましては、冒頭説明申し上げましたけども、低所得者の方、並びに子ども・子育てのその最中の方々に対する支援でございます。対象者の方がお一人2万円の商品券を購入していただきまして、5,000円をプレミアムとして付いた商品券をお渡しするというところでございます。当初予算では、商工会のプレミアム付、1割儲かる券というのを計上してありますけど、これとは全く別の事業でございます。消費税増税に伴うものでございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第7 議案第24号 令和元年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第7、議案第24号「令和元年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 議案第24号、令和元年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

事業勘定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ38万9,000円を追加し、予算の総額を29億9,738万9,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、先ほど全員協議会で説明させていただきました、18歳以下の子どもに係る国民健康保険税の均等割額を全額減免し、芦北町の次代を担う子どもを扶養する世帯の子育て支援を図るためのものでございます。

予算書をもとに、歳出から説明いたします。予算書7ページになります。

款1項1目1一般管理費の38万9,000円は、18歳以下の均等割減免に係る電算システム改修委託料でございまして、18歳以下の国民健康保険加入世帯の抽出、更正通知の減免額の追加等を行うものでございます。

次に、歳入でございます。6ページになります。

款1項1目1一般被保険者国民健康保険税の441万3,000円の減額は、18歳以下の均等割減免の実施に伴い、保険税の医療給付費分と後期高齢者支援分に係ります均等割額をそれぞれ減額するものでございます。272人、152世帯が対象となっております。

款6繰越金の480万2,000円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第8 議案第25号 令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第8、議案第25号「令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 議案第25号、令和元年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

予算の総額に、歳入歳出それぞれ51万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億1,851万9,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。予算書の7ページをお開きください。

款1項1目1一般管理費の51万9,000円は、介護保険制度の改正等に係る電算システム改修委託料です。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款1項1目1第1号被保険者保険料の1,415万9,000円の減額は、介護保険制度の改正に伴い、第1号被保険者の介護保険料の軽減措置が強化されることから、特別徴収保険料と普通徴収保険料をそれぞれ減額するものです。

次に、款7項1目1介護給付費繰入金の1,415万9,000円は、介護保険料軽減措置の強化に係る財源として一般会計から繰り入れるものです。次に、目4その他一般会計繰入金の51万9,000円は、電算システム改修に係る財源として、一般会計から繰り入れるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第9 議案第26号 令和元年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第9、議案第26号「令和元年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本商工観光課長。

○商工観光課長（松本俊造君） 御説明申し上げます。

議案第26号、令和元年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明をいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ96万8,000円を追加し、総額を1億496万8,000円とするものでございます。

補正の内容につきまして、予算書をもとに歳出から御説明を申し上げます。予算

書7ページになります。

款1温泉運営費、目4大野温泉センター運営費の補正額96万8,000円は、調理室の空調機故障に伴い、新たな空調機を設置するための備品購入費でございます。

次に、歳入につきまして、6ページになります。

款3繰入金の一般会計繰入金96万8,000円は、今回の補正財源として一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第10 議案第27号 芦北町総合計画策定に係る整備に関する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第10、議案第27号「芦北町総合計画策定に係る整備に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 議案第27号、芦北町総合計画策定に係る整備に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

本条例は、総合計画に関する2つの条例を改正する必要があるため、整備条例という形式を用いて条例の改正を行うものであります。第1条で芦北町総合計画策定条例の一部改正を、第2条で芦北町総合計画策定審議会条例の一部改正を行うものです。

では、改正内容を御説明申し上げます。第1条で、内部検討組織として策定検討委員会に関する規定を追加するものでございます。また、第2条では、審議会に幹事を置くこととされている第7条を削除し、第8条以降をそれぞれ1条ずつ繰り上

げるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

提案理由については、記載のとおりでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第11 議案第28号 芦北町地域振興特定目的基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第11、議案第28号「芦北町地域振興特定目的基金条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。川尾企画財政課長。

○企画財政課長（川尾敏浩君） 議案第28号、芦北町地域振興特定目的基金条例を廃止する条例の制定について、御説明申し上げます。

本基金は、公益財団法人水俣芦北地域振興財団の助成金を財源として造成したものでございます。当財団の定める要領に基づき、基金の運用期間を平成22年度から平成30年度までとし、芦北町もやい直しセンターの維持改修に要する費用に基金を活用してまいりました。

今回、運用期間が終了し、基金残高がゼロとなったことから、本条例の廃止を行うものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第12 議案第29号 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第12、議案第29号「芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。元山税務課長。

○税務課長（元山俊治君） 議案第29号、芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、芦北町の「すべては次代を担う子どもたちのために」という基本理念のもと、国民健康保険に加入する世帯のうち、18歳以下の子どもを扶養する世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険税の均等割額の減免を行うものです。

国民健康保険税の均等割額につきましては、年齢や所得に関係なく、一律に定額が課せられております。この均等割額の18歳以下の子どもに係る分を第1子から全額減免するものです。

改正の内容は、第25条の国民健康保険税の減免の対象に、18歳以下の子どもを付け加えるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） この条例改正は、私自身は素晴らしい条例の改正と思います。

そこで、町長に一つだけお聞きをしたいと思います。先ほど全員協議会の中でも、

課長からも説明がありました。この減免措置は、全国で25自治体で、全額免除となると3自治体しかありません。ほとんどが第2子からとか、第3子からという条件が付いております。そして、3自治体の全額免除の自治体は、東日本大震災の被災地であります。この芦北町で実質的全額免除を条件なしでやるということは日本で初めてといっても過言ではないと思います。その決断に至った町長の政治姿勢なり、決断理由をお話しいただければと思います。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） お答えいたします。

すべては次の時代を担う子どもたちのためにという一念であります。そこで、どのような方策があるか、所管課でも随分検討いたしました。まさにこれはそれに該当するのではなかろうかということで決断をいたしました次第であります。今後とも積極的に次代を担う子どもたちのためにいろいろと努力を重ね、検討を続けてまいりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第13 議案第30号 芦北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第13、議案第30号「芦北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 議案第30号、芦北町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、国で定める災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行う

ものでございます。

主な改正内容は、1、災害援護資金の貸付利息を年3%から1.5%とすること、2、災害弔慰金の償還方法に月賦償還を加えること、3、保証人については別に規則で定めることの3点になります。

附則としまして、この条例は公布日が施行日になります。

経過措置としまして、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第15条及び第16条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるものでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第14 議案第31号 芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第14、議案第31号「芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 議案第31号、芦北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容は、1、事業者が連携施設を確保しないことができる経過措置期間を5年から10年に延長すること、2、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当であると認めるものについては、卒業後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすること、3、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業について、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年とすることの3点になります。

附則としまして、この条例は公布日が施行日になります。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。坂本君。

○4番（坂本 登君） これの対象事業所は、今、どこになるんですかね。

○議長（宮尾秀行君） 内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 本町におきましては、対象事業所はございません。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第15 議案第32号 芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第15、議案第32号「芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 議案第32号、芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、放課後児童支援員について、保育士等の資格を有し、都道府県が行う研修、放課後児童支援員認定資格研修を修了したものでなければならないとされていましたが、政令指定都市も研修を実施できることとされたことに伴いまして、放課後児童支援員の規定に追加するものでございます。

附則としまして、この条例は公布日が施行日になります。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第16 議案第33号 芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第16、議案第33号「芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。内田福祉課長。

○福祉課長（内田照也君） 議案第33号、芦北町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容は、第1段階の保険料率2万7,000円を2万2,500円へ、第2段階の保険料率4万4,900円を3万7,400円へ、第3段階の保険料率4万4,900円を4万3,400円へ改正するもので、従来から軽減措置が行われてきた第1段階の第1号被保険者の軽減付加に係る減額幅に加え、軽減措置の対象を第2段階、第3段階の第1号被保険者へ拡充する改正でございます。

附則としまして、この条例は公布日から施行し、4月1日から適用するものでございます。

経過措置としまして、平成30年度以前の前年度分の保険料につきましては、なお従前の例によるものでございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決しました。

ここで、しばらく休憩をいたします。議場の時計で11時15分から再開をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時13分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 全員お揃いでありますので、少し早いようですが、会議を再開したいと思います。

-----○-----

第17 議案第34号 芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第17、議案第34号「芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 議案第34号、芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

芦北町浄化槽市町村整備推進事業条例第2条に規定されている、町が設置または管理する浄化槽はJIS（日本工業規格）により定められております。今回、国のJIS法改正に伴って、日本工業規格から日本産業規格へと名称が変更になったため、条例の一部改正を行うものです。

附則としまして、この条例は令和元年7月1日から施行となります。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第18 議案第35号 芦北町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第18、議案第35号「芦北町立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 議案第35号、芦北町立幼稚園条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正は、消費税率の10%への引き上げに伴う財源を活用して、国では幼児教育の無償化の方針が示され、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、令和元年10月1日から、幼稚園等の3歳から5歳児が

無償化の対象になったことから、町立芦北幼稚園について授業料を無償化する必要
がありますので、今回改正をするものでございます。

また、幼稚園が実施する教育時間終了後に園児を当該施設において保育する預か
り保育について、その基準を明確化し、町民負担の公平を担保する観点から、必要
な規則を整備することとしております。

なお、附則として、この条例は令和元年10月1日から施行し、経過措置として
令和元年9月分までの授業料は従前の例によるものとしております。

提案理由は、記載のとおりであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） 今説明で、10月からの増税をということでしたが、増税はま
だ決まっていますので、もしこれが決まらなかった場合はどうなるんですか。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 先ほど申し上げましたけれども、子ども・子育て支援法及
び子ども・子育て支援法施行令が、増税を前提とした法改正がなされておりますの
で、今回それに基づき条例を改正するものでございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のと
おり可決しました。

-----○-----

第19 議案第36号 熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規 約の一部変更について

○議長（宮尾秀行君） 日程第19、議案第36号「熊本縣市町村総合事務組合の共同
処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 議案第36号、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、御説明申し上げます。

本町が加盟している熊本縣市町村総合事務組合の構成団体である合志市が、令和元年8月31日をもって熊本縣市町村総合事務組合同規約第3条第10号に規定する交通災害事務から脱退するため、規約の一部を改正するものです。

一部事務組合の規約の変更については、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がありますので、本案を提出するものです。以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第20 議案第37号 工事請負契約の締結について

○議長（宮尾秀行君） 日程第20、議案第37号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井総務課長。

○総務課長（櫻井優一君） 議案第37号、工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

本議案は、町道射場芦北線（芦北3工区）道路新設改良工事の請負契約締結の承認に係るものであります。

- 1 契約の目的 町道射場芦北線（芦北3工区）道路新設改良工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 9,548万円
- 4 契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字白木1190番地
木崎・小林特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社木崎建設 代表取締役 木崎 隆士

工事の概要について、御説明申し上げます。本工事は、町道射場芦北線（芦北1工区）及び（2工区）の仕上げとなる工事でございます。640mの施工区間となっており、道路土工、排水構造物工、アスファルト舗装工等の道路改良工事を行うものでございます。

次に、入札の経緯について申し上げます。本工事の内容、規模を確実に施工するためには、特定建設工事共同企業体方式を採用し、その組み合わせにつきましては町内業者2社による編成が効果的であると考え、第1グループに町内土木業者Aランク上位11社、第2グループに町内土木業者Bランク及びCランク11社を選定しました。入札は5月30日に執行し、仮契約を翌日の5月31日に行っております。契約金額につきましては、消費税及び地方消費税10%を適用しておりますが、消費税法等の施行が見送られた場合、改正前の税率を適用するものとしております。

なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

第21 議案第38号 建設工事委託に係る協定の締結について

○議長（宮尾秀行君） 日程第21、議案第38号「建設工事委託に係る協定の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） 議案第38号、建設工事委託に係る協定の締結について、御説明申し上げます。

本議案は、町道射場芦北線道路新設改良事業に伴い、平生踏切拡幅工事を肥薩おれんじ鉄道株式会社に委託することから上程するものです。

今回の事業につきましては委託事業ではありますが、本来ならば町が行うべき工事を肥薩おれんじ鉄道株式会社に委託して施工しようとするものです。

- 1 協定の目的 町道射場芦北線道路新設改良事業の委託
- 2 契約の方法 協定
- 3 協定の金額 1億1,626万4,000円
- 4 協定の相手方 熊本県八代市萩原町1丁目1番1号
肥薩おれんじ鉄道株式会社
代表取締役社長 出田 貴康

工事の概要について、御説明申し上げます。本工事は、平生踏切の現在の幅員4.3mから、歩道付きの幅員9.25mに拡幅する工事でございます。踏切警報機や踏切制御装置、遮断機等の撤去新設及びアスファルト舗装工、排水構造物工等を行うものです。

なお、提案理由については、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） ここで、議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

第 2 2 同意第 1 号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（宮尾秀行君） 日程第 2 2、同意第 1 号「固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 芦北町固定資産評価員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字小田浦 9 1 番地、氏名、元山俊治。

御承知のとおり、本町職員でございまして、略歴を申し上げますと、平成 2 年 7 月、旧田浦町職員に採用されましてから 2 8 年 1 1 カ月の職員歴を有しております。この間、建設課を皮切りに企画開発課、農林水産課、田浦基幹支所、農業委員会事務局、税務課を歴任し、本年 4 月から税務課長であり、行政全般に精通しております。

このようなことから、固定資産評価員にふさわしいということで同意をお願いするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから同意第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 1 号は原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） ここで、議案配付のため、しばらくお待ちください。

〔議案配付〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 配付漏れなしと認めます。

-----○-----

第23 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（宮尾秀行君） 日程第23、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字籾瀬219番地、氏名、瀬口明であります。

この件につきましては、令和元年9月30日に任期満了となるものでありまして、法務大臣に候補者として推薦するために、当議会に提案させていただくものであります。

瀬口明氏でございますが、平成22年10月から人権擁護委員として委嘱され、現在3期目でございます。温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望も厚く、人権擁護委員に最適な人材と認め、ここに議会の意見を求めるものでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり適任者と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり適任者と認めることに決定しました。

-----○-----

第24 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について

○議長（宮尾秀行君） 日程第24、発議第1号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書について」を議題とします。

本発議について、提出者の説明を求めます。白坂君。

○8番（白坂康浩君） 発議第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり芦北町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由。現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく施策を確立・推進することが重要であります。

過疎地域が住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市を含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要であり、新たな過疎対策法の制定に関する意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御審議の上、賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

第25 議員派遣の件

○議長（宮尾秀行君） 日程第25「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、地方自治法第100条及び会議規則第125条の規定により、議席に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、議席に配付のとおり派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について、変更を生ずる場合には、議長に一任願いたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任とすることに決定しました。

-----○-----

第 2 6 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 2 7 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 2 8 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 2 9 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第 3 0 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮尾秀行君） 日程第 2 6 から日程第 3 0 までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各委員長及び議会運営委員長から、議席に配付しています申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第 2 回芦北町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でございました。

-----○-----

閉会 午前 1 1 時 3 6 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員